

特211

415

創立十週年

回顧錄

責任有限  
清水市信用組合



\*0029044000\*

0029044-000

特211-415

創立十週年回顧錄

清水市信用組合・編

清水市信用組合

昭和11

ADI

持211  
415

本店事務所

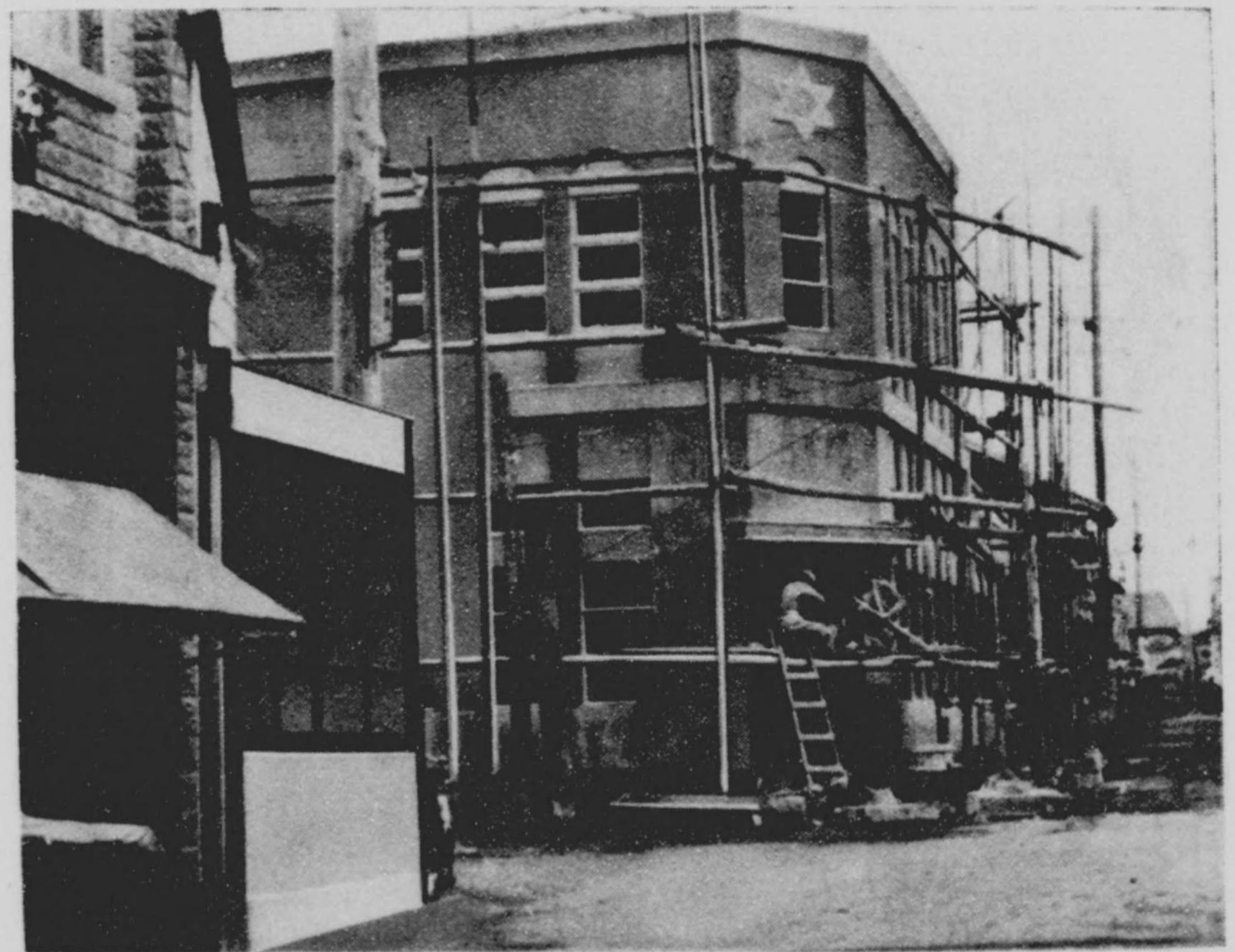
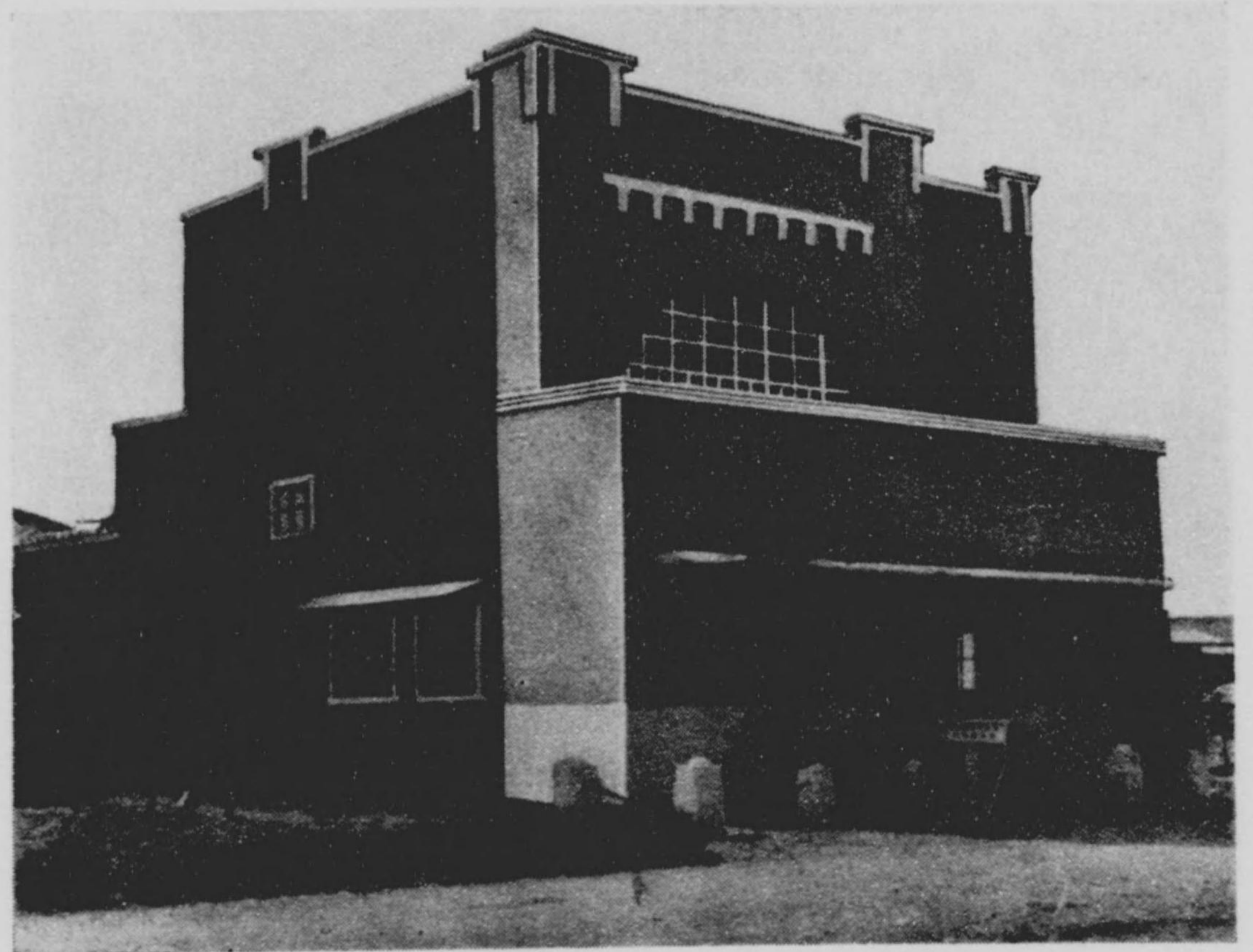


特211  
415

本 吉 非 務 預

三  
岩  
車  
修  
池

裝  
藥  
中、  
魚  
田  
車  
修  
池

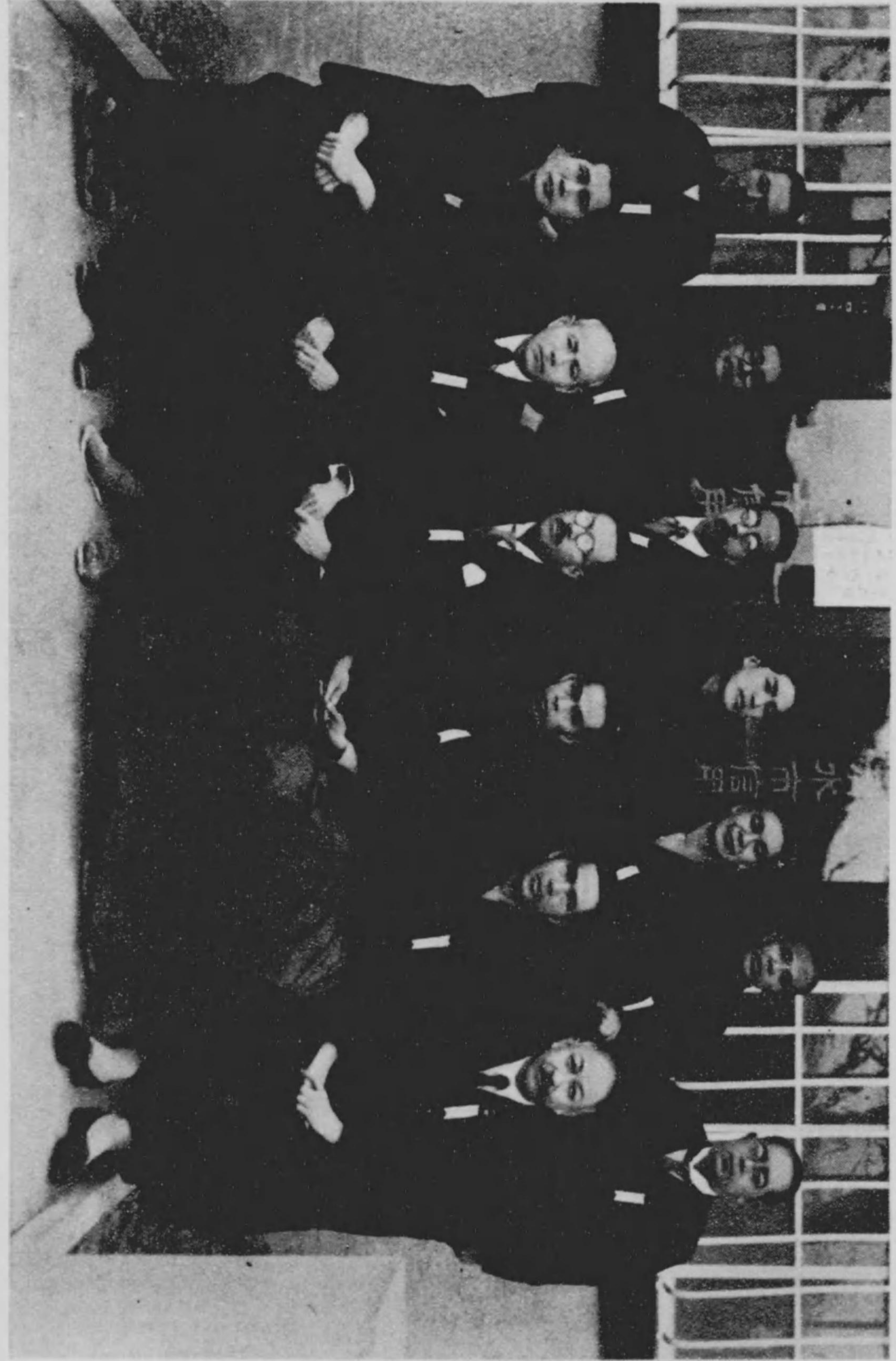


三保事務所

建築中ノ  
魚町事務所

役員

宮城烏源作	山田政吉
竹村興吉郎	永長善藏
榊原仙太郎	佐津川彌作
眞長兵衛	若杉融平
小川隆三	岩本宗作
望月和一郎	山田昌榮
山梨重多	



宮城 廣 爾 君

竹村 興 吉 君

柳 原 尚 太 郎

島 尾 貞 治 君

劫 崎 川 廣 君

水 野 善 藏 君

山 田 英 吉 君

君

三

山 本 重 三

藤 原 一 郎

小 川 潤 三

菅 野 如 平

住 友 家 君

山 田 昌 榮

君

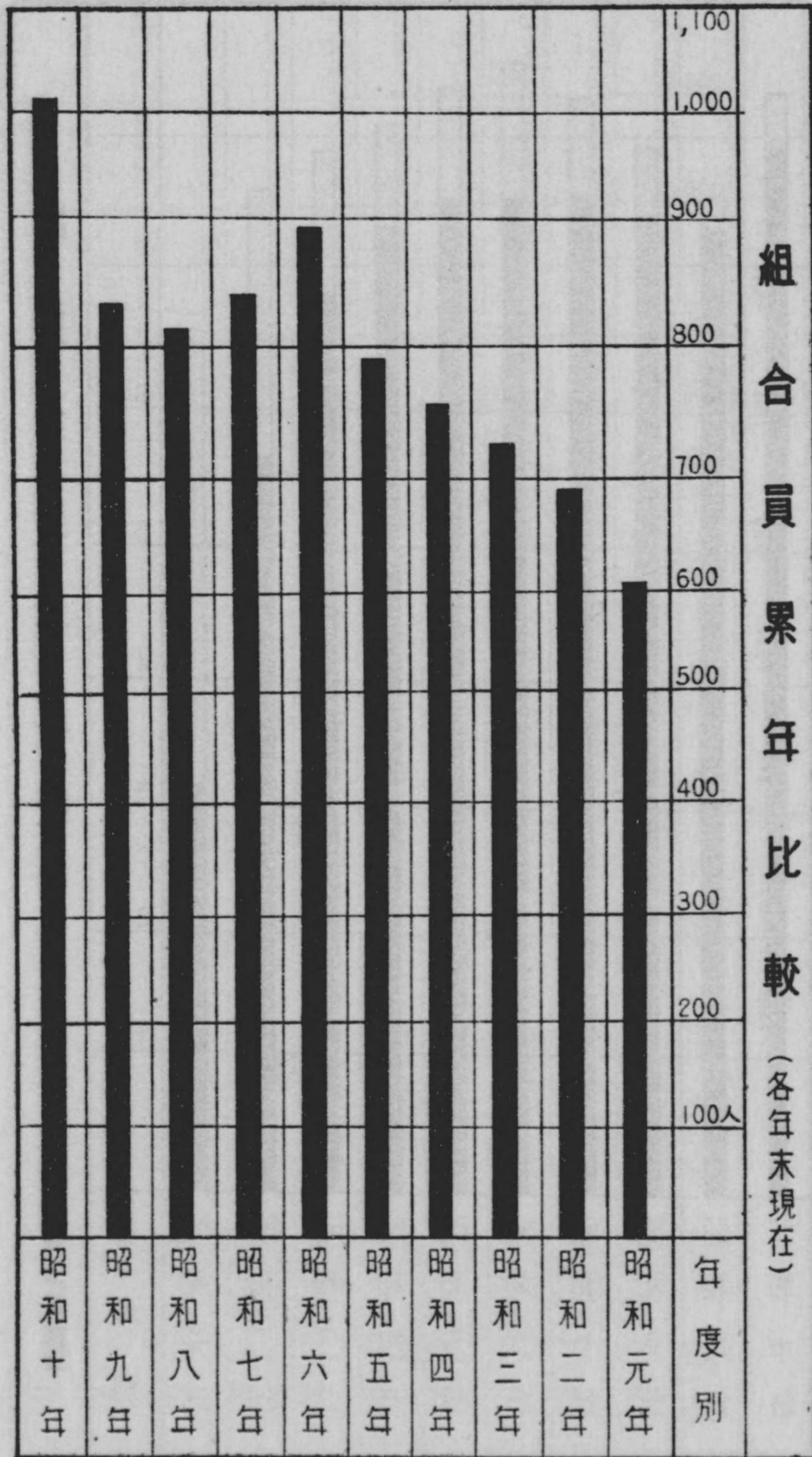
員 所



大野 時子 眞 藤 落  
 岩 品 貫 一 水 裡 五 じ 藤 田 泰 華  
 藤 近 宣 二 森 下 五 じ 森 穴 貞  
 宮 兼 誠 眞 太 中 裡 五 ち 人 皇 尊 亮  
 小 川 篤 三 員  
 員





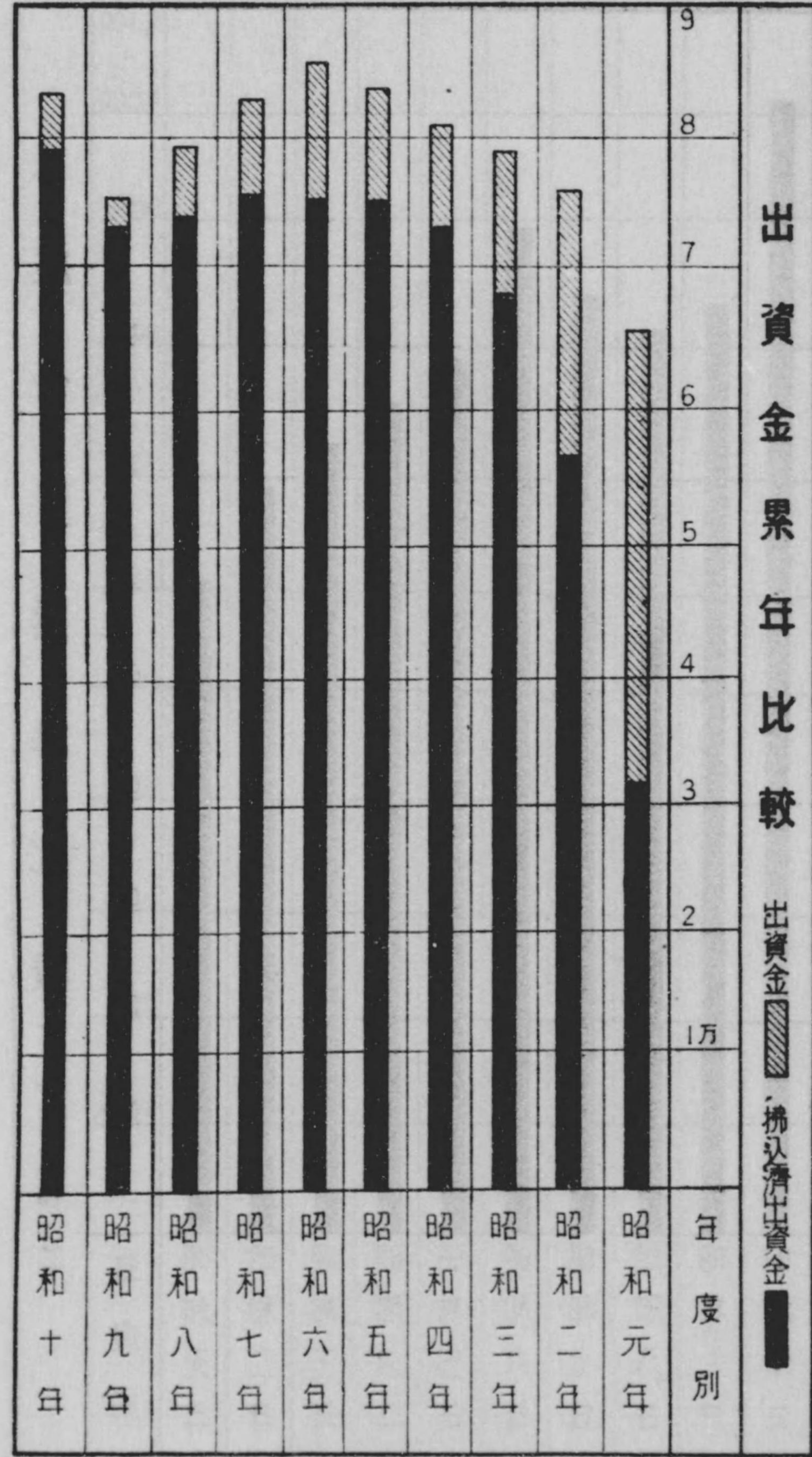
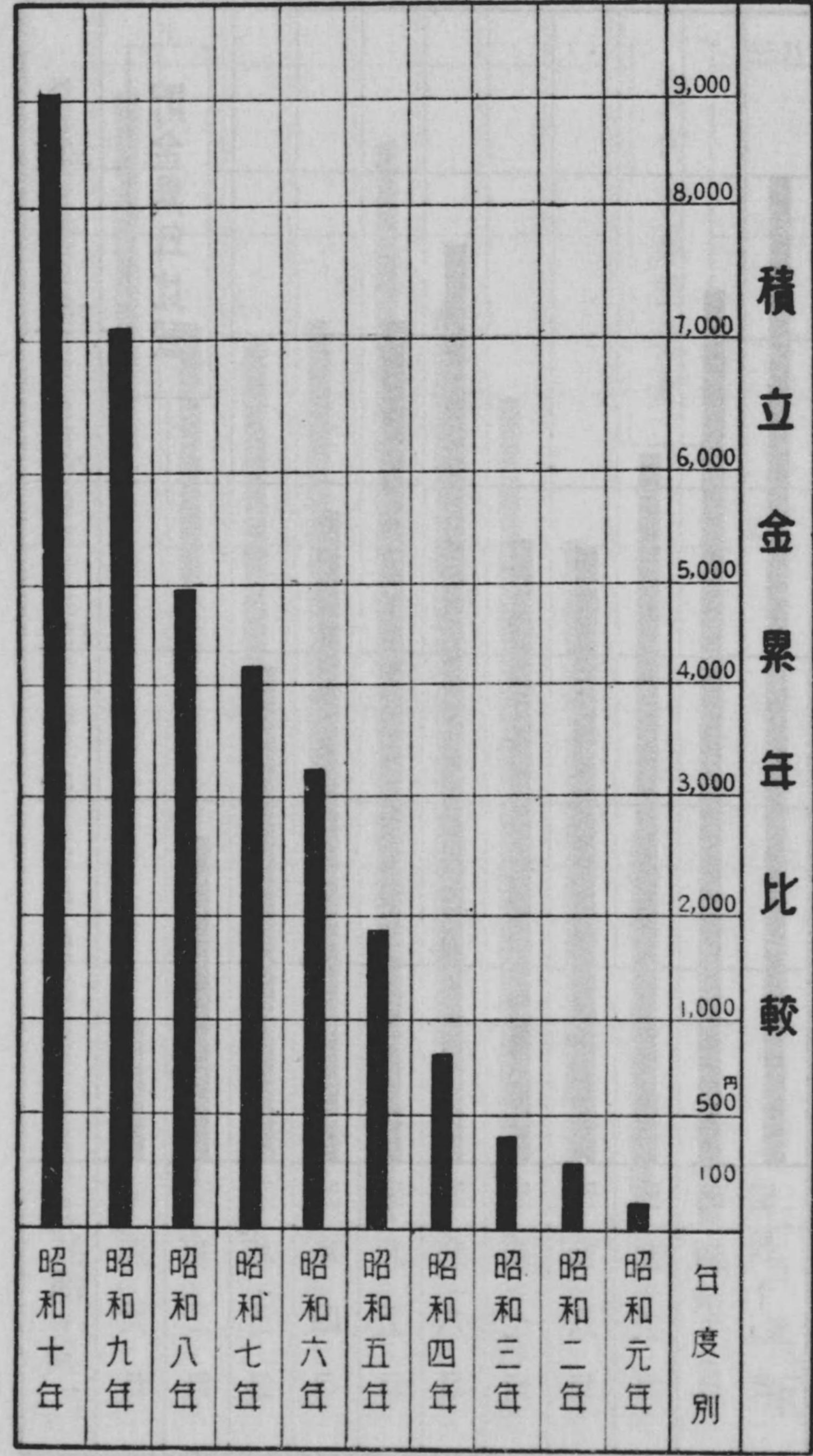


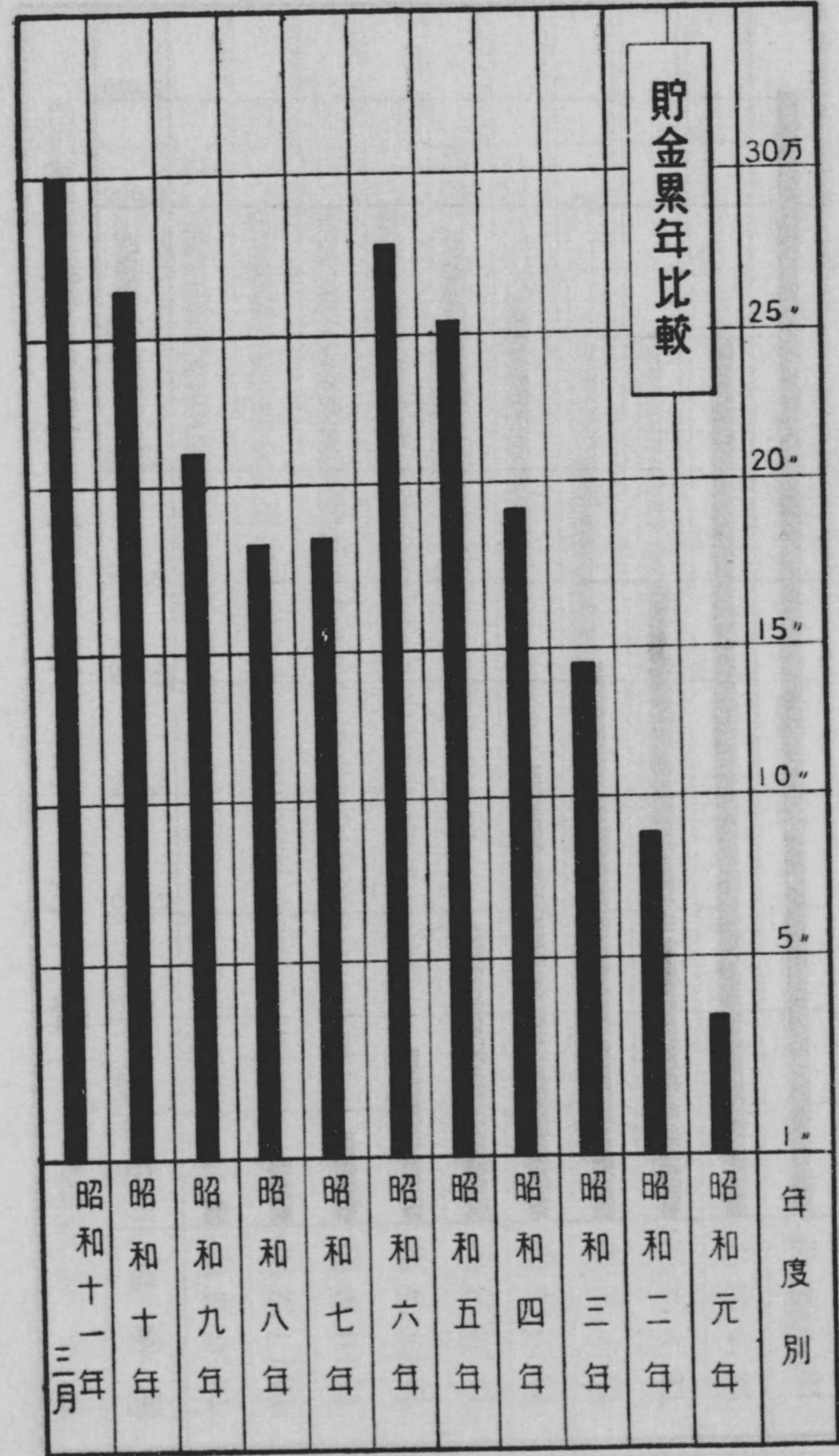
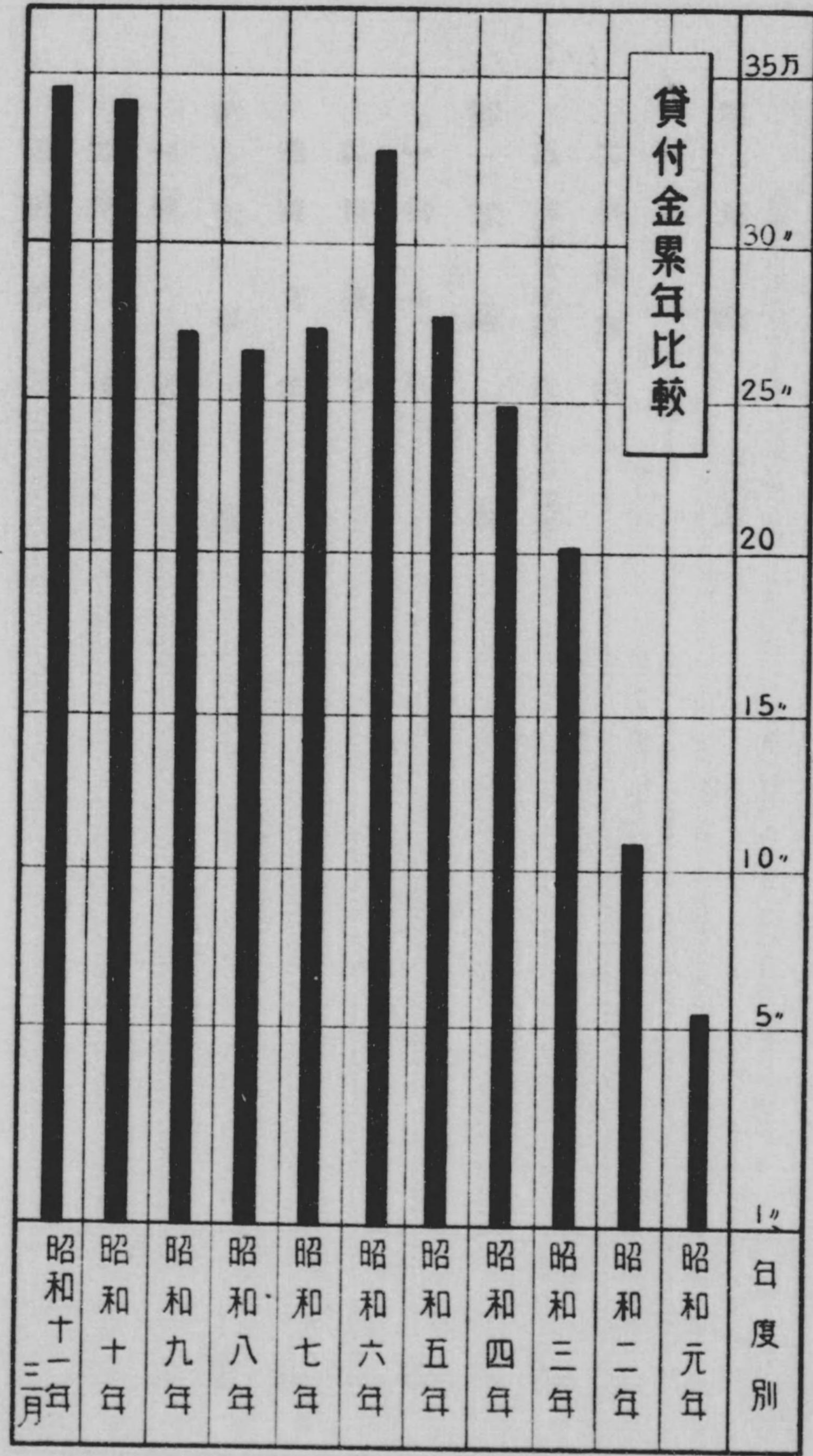
吾文...

心珠合の文

三

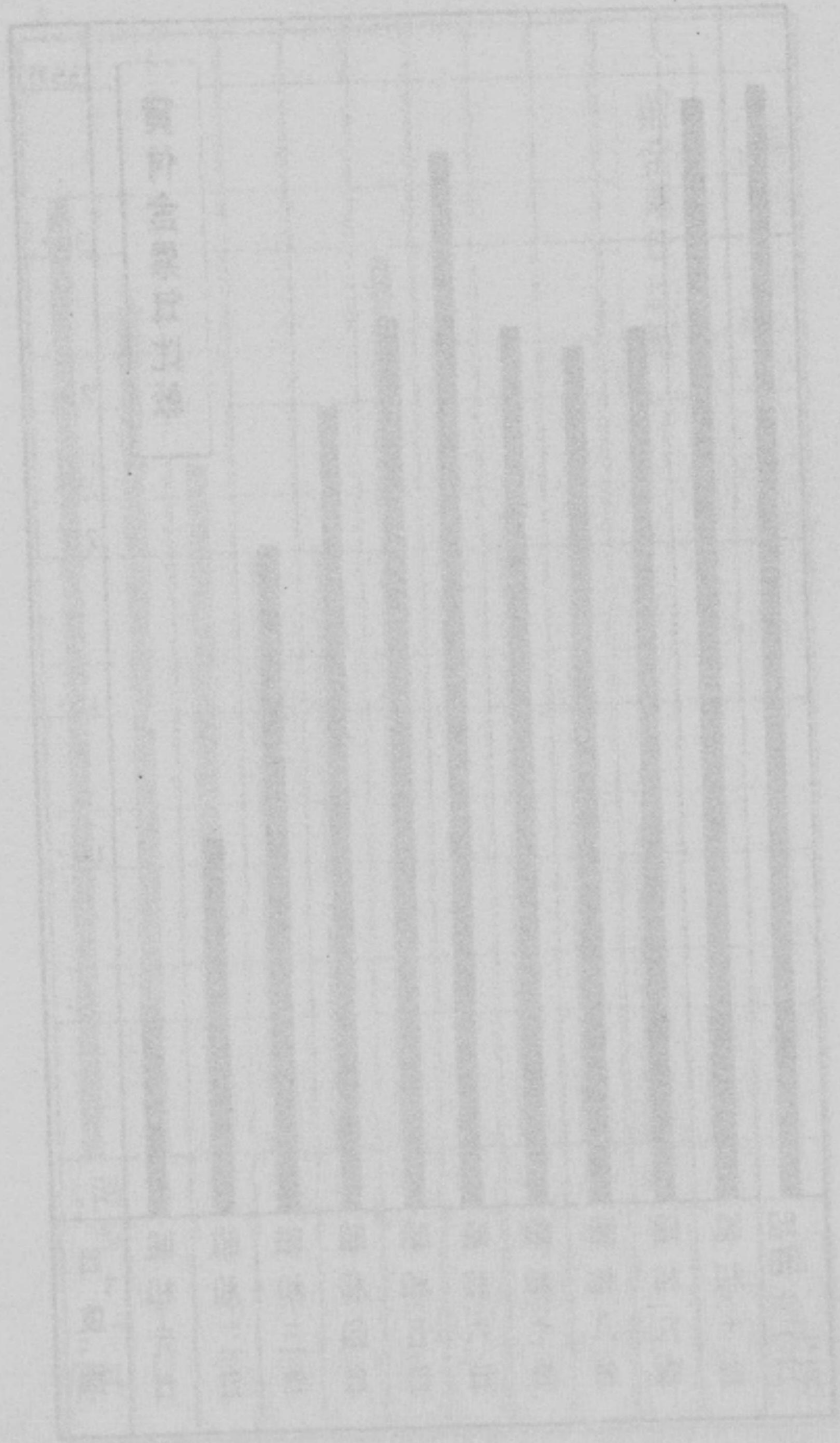






# 目次

第一章	沿革	一
一	設立	一
二	事業開始	八
三	事務所新築、從事務所設置	九
第二章	基金	一〇
一	組合員	一〇
二	出資金	一一
三	積立金	一四
第三章	事業	一五
一	貯金	一五
二	貸付	二九
三	剩餘金	三一



四 擴充五ヶ年計畫	三
五 囑托醫備聘	四〇
六 組合時報發行	四三
七 各種企圖	四四
第四章 役員	四七
第五章 職員	五四
第六章 定款	五七
第七章 諸規定	八三
第八章 年譜	一〇三

## 第一章 沿革

### (一) 設立

我が清水市は、天與の恩澤に浴して、海陸兩路の樞要に位し、自然の必要は多額の國縣費を投じて、理想的港灣修築の工を起さしむるに至り、益々長足なる發展の氣運に向ひ、出入船舶の増加、種々なる新事業の計畫、諸工事の伸展に伴ひ、日に月に職工並に勞働者を招來し、之に伴ふ諸設備の必要なるもの多き中に、市民の大多數を占むる、中小商工業者は金融の道殆んどなく、若し金融上の便を得んとせば、高利を支拂はざるべからざる實狀にあるは、清水市經濟的繁榮の上に於ける、重大なる障礙なりと云はざるべからず、茲に於て、一般民衆の金融に備へ、一面勤儉貯蓄の美風を奨勵し、他面之れを組合員の融通に充て、以て産業經濟の發展に寄與せんとして當時市會議員たりし、小川隆三氏は、敢然として蹶起し、市街地信用組合法に據る、信用組合を創立せんと決意し、大正十五年二月十一日、紀元の佳節を卜し、左記の設立趣意書を草し、設立事務所を自宅に設け、雨の日、風の日、倦まず怠らず、單身日夜遊説をなし、忽ちにして當時の清水市長を初め、市會議員、各區長、各方面の有力者百三十名の賛成、發起人を得て、愈々茲に

設立の氣運を促進するに至れり。

有限責任清水市信用組合設立趣意書

我が清水港ハ、東海道ノ中樞、太平洋航路ノ要衝ニ位シ、加フルニ、鐵道及國道ニ接近シ、交通ノ至便ナル事、得易カラザル地位ニ在リ、而シテ産業ノ最モ發展セル、静岡縣下物資ノ集散ハ、一ニ本港ニ據ルヲ利便トス、茲ニ於テカ、只ニ天然ノ形勝ニノミ依頼スルヲ容サズ、港灣修築ノ必要ヲ認メ、多大ノ國縣費ヲ投シ、工ヲ起シ、今ヤ數年ナラズシテ、理想的港灣トシテ其ノ完成ヲ見ントス、更ニ秀麗富岳ヲ背景トシ清楚三保ノ松原ヲ前景トスル、自然ノ大風景アルニ至リテハ、所謂錦上更ニ花ヲ添ユルノ感アリ、海ニ良港タルト共ニ陸ニ港灣修築ヲ期トシ、沿岸六ヶ町村ヲ合併シ、市制ヲ施行シ、都市計畫法實施亦タ進行シツ、アリ、此ノ天惠ニ浴シ、此ノ使命ヲ體シテ、市民焉ゾ憂如タルヲ得ンヤ、然ルニ醜テ、本市ノ設備一トシテ完カラザルヲ知ルニ至テ、聊カ失望ナキ能ハズ、此長足ノ進歩發達ノ氣運ニ向ヘル本市ニ、必要ナル設備多クアルベシト雖モ、民業トシテ最モ急ナルモノヲ求ムレバ、蓋シ金融機關ノ完備ト謂ハザルベカラズ、就中出入船舶ノ増加、諸工業ノ發展ニ伴ヒ、職工竝ニ勞働者ヲ招來シ、昨秋國勢調査ノ結果ニ依レバ、前年末現在ニ比シ人口ニ於テ七千八百八十四人、戸數ニ於テ二千〇二十二戸ヲ増加シ、人口四萬六千三百三十九人、戸數九千〇五十三戸ヲ算スルニ至レリ、然ルニ一面金融機關タル銀行ハ、其本店ヲ本市ニ有スルモノ僅ニ貳、他ハ皆支店ニシテ、何レモ中流以上ノ商工業者ノ機關タルニ止マリ、此ノ多數人口ノ大部分ヲ占ムル、一般民衆ノ金融機關トシテ完備シタルモノアルヲ見ズ、コレ社會ノ不備本市ノ缺陷ナリ、茲ニ不肖等、産業組合法ニ據ル信用組合ノ尤モ必要ナル

ヲ感シ、金融政策、經濟政策、社會政策トシテ、特殊ノ使命ヲ有スル、庶民金融機關トシテ活躍スベク、其ノ設立ヲ計畫シ、一般庶民ニ對シ、勤儉貯蓄ノ美風ヲ奨勵シ、一面産業經濟ノ發達ヲ企圖センガ爲メニ、中小産業者ニ對シ、資金ノ融通貸付ヲ爲シ、組合精神ヲ徹底的ニ普及シ、庶民ヲシテ益々向上發展ノ意志ヲ助長セシメ、日ニ月ニ惡化セントスル思想ヲ善導シ、組合組織ノ相互扶助機關トシテ、其ノ機能ヲ發揮シ、以テ社會事業ノ一助タランコトヲ誓ヒ、定款ヲ作成シ、組合ノ設立ヲ發起シタル所以ナリ、資アル者、資乏シキ者、有無融通ノ美徳ヲ實現シ、各階級ヲ通ジ、加入セラレン事ヲ希望シテ止マザル次第ナリ。

大正十五年二月十一日紀元節

設立發起人總代 小川隆三

有限責任清水市信用組合設立發起人

(イロハ順)

字名	職業	姓	名	字名	職業	姓	名
辻	農業	池上	鐵吉	江尻	文房具商	磯田	長作
江尻	酒造業	伊豆川	三次郎	同	郵便局長	岩間	耕作
同	履物商	井上	半藏	入江	製麵業	井柳	音吉
同	木材商	井上新	太郎	同	靴商	岩本	延吉

清	三	同	清	同	入	同	入	江	辻	江	同	清	同	入
水	保		水		江		江	尻	尻	尻		水		江
洋	農	米	製	飾	蠶	醫	會	吳	會	米	船	木	雨	會
物	業	穀	材	商	業	師	社	服	社	穀	具	材	傘	社
商	業	商	業	商	業	業	員	商	員	商	商	商	業	員
村	永	長	中	長	長	成	中	中	永	土	土	高	竹	田
上	長	島	村	澤	岡	島	村	山	田	屋	谷	塚	村	中
龜	善	權	藤	重	辰	道	圭	助	幾	匡	保	龜	與	吉
吉	藏	藏	太	兵	吉	統	一	一	次	二	爾	一	吉	五
			郎	衛					郎	郎			郎	郎
同	同	同	清	同	同	同	入	同	江	辻	同	同	入	江
			水				江		尻	尻			江	尻
醫	和	肥	公	醫	米	米	米	醫	農	石	履	砂	農	藥
師	洋	料	吏	師	穀	穀	穀	師	業	炭	物	糖	業	商
	酒	商	商	商	業	商	商	商	業	商	商	商	業	商
矢	山	山	山	山	山	山	山	山	山	山	久	野	內	丑
野	本	梨	山	山	山	山	山	山	山	山	保	村	田	永
正	量	重	田	田	本	本	田	田	梨	崎	田	清	郁	重
三	平	多	勝	昌	三	惣	喜	昌	謙	庄	德	右	太	太
			四	庵	作	吉	作	榮	藏	十	太	衛	郎	郎
			郎	庵	作	吉	作	榮	藏	十	郎	門	郎	郎

五

同	同	清	三	清	入	同	同	清	江	三	同	同	清	清
		水	保	水	江			水	尻	保			水	水
米	會	菓	農	米	公	木	薪	洋	會	漁	海	鐵	料	酒
雜	社	子	業	穀	吏	材	炭	灰	社	業	產	工	理	類
穀	員	商	業	商	商	商	商	商	員	業	物	業	業	商
商	員	商	業	商	商	商	商	商	員	業	商	業	業	商
小	小	常	堀	西	新	原	原	服	原	石	石	伊	岩	石
川	川	盤	辰	田	村	米	臺	部	野	野	藤	間	野	野
吉	隆	萬	吉	伊	金	作	吉	千	又	乙	福	市	源	源
太	三	吉	吉	之	次	郎	郎	次	七	吉	太	太	七	七
郎	郎	郎	郎	藏	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎
辻	清	入	同	同	同	清	入	江	辻	清	入	江	入	清
	水	江				水	江	尻		水	江	尻	江	水
油	醫	書	米	薪	造	機	賣	木	料	會	新	代	酒	吳
商	師	籍	穀	炭	船	械	藥	材	理	社	聞	書	造	服
	商	商	商	商	業	商	商	商	業	員	社	業	業	商
竹	吉	吉	川	川	川	河	兼	川	川	渡	若	若	岡	小
內	川	田	崎	口	本	井	岩	鳥	鳥	邊	林	杉	田	澤
福	三	正	久	惣	安	茂	靜	松	半	常	今	金	大	惠
三	三	一	三	郎	太	樹	衛	藏	平	次	朝	治	三	作
郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎

四

入江	同	同	三保	清水	同	同	清水	入江	同	同	三保	清水	入江
看護婦會	農業	農業	醸造業	醬油	石油商	魚問屋	小間物商	紙金物商	農業	農業	酒釀造業	農業	魚商
平尾平十	遠藤茂助	柴田耕作	柴田勝五郎	白鳥茂作	芝野榮七	柴田忠三	柴田五左衛門	眞鐵太郎	宮城島文助	宮城島晴男	宮城島猪之吉	宮本久吉	水野萬藏
同	同	同	清水	入江	辻	入江	同	清水	同	同	江尻	同	辻
菓子商	雜貨商	紙商	回漕業	農業	會社員	農業	木材商	藥種商	藥商	米穀商	農業	肥料商	齒科醫
杉本重吉	鈴木香吉	杉山作平	鈴木與平	杉山秀吉	杉山平太郎	望月喜重	望月真策	望月和一郎	望月喜平	望月鐵吉	望月治作	望月房吉	望月弘章

江尻	清水	入江	清水	江尻	入江	入江	江尻	同	辻	清水	辻	同	同	清水
煙草商	請負業	肥料商	肥料商	金物商	農業	農業	寫真業	運送業	醬油業	金物商	入湯業	肥料商	米肥商	醬油味增
荒井悠三	出口源太郎	出口密之助	小宮好一	小林保太郎	府川平作	藤下辨太郎	伏見順太郎	藤浪芳作	劍持熊吉	松浦安兵衛	正本安次郎	山田惣左衛門	山田平一	山田政吉
清水	清水	江尻	同	同	同	清水	江尻	同	辻	清水	同	清水	同	入江
陶器商	肥料商	齒科醫	米穀商	請負業	代理事	海穀商	農業	木材商	米穀商	肥料商	回漕業	回漕業	紙商	漁業
北村五兵衛	北村新兵衛	木村幸藏	齋藤鐵藏	齋藤豐藏	佐野文作	佐野六次郎	佐藤九平治	阪上政次郎	榎原幸吉	荒井榮次郎	新井五三郎	天野九右衛門	相山猪之吉	天野龍太郎



斯くして各方面よりの激勵に依り、順調なる進行をなし、大正十五年三月六日の産業組合紀念日をトし、巴町の假事務所に於て、創立總會を開き、定款を議定し、理事、監事の選舉を行ひ、組合員募集の方法を協議したり、就任したる理事、監事の氏名左の如し

- |     |        |    |       |
|-----|--------|----|-------|
| 組合長 | 小川隆三   | 理事 | 坂上政次郎 |
| 理事  | 佐藤九平治  | 理事 | 荒井悠三  |
| 理事  | 吉田正一   | 理事 | 石野源七  |
| 理事  | 宮城島猪之吉 |    |       |
| 監事  | 杉山平太郎  | 監事 | 府川平作  |
| 監事  | 杉山作平   | 監事 | 芝野榮七  |
| 監事  | 柴田耕作   |    |       |

續て三月十三日、組合設立許可申請書を、静岡縣知事に提出し、三月二十三日組合設立の許可指令を手にするを得、四月二十四日總代の選舉を行ひたり。

(二) 事業開始

設立許可を得たる本組合は、組合員募集に全力を注ぎ、短日月にして、組合員五百十二名、出資口數二千七百二十六口、出資金五萬四千五百貳拾圓に達し、且つ出資金拂込を完了したるを以

て、大正十五年五月五日、目出度事業を開始するに至れり、爾來組合精神の徹底的普及に努め、獨立自助の意志を助長せしむる反面に於て、相互扶助の精神を涵養し、相率て發展向上を圖り、且清水市經濟的發展を、側面より助長する事に努めたり、斯くして組合を中心とせる團結力養成せられ、當時市制反對を唱へたる一部の市民も、組合によりて大に融和を促進せられたる感あり經濟的に之れを見れば、零細と雖も貯蓄の極めて必要なりとの觀念刺戟せられ、勤儉貯蓄の美風を涵養する事を得て、組合の使命の幾分を成就し、其の機能を發揮し得たるを喜ぶものなり。

(三) 事務所新築並従事務所設置

本組合事務所は、設立當時より巴町にあり借家にして、事業發展に伴ひ、狹隘を告げ、不便尠なからざるを以て、昭和四年八月、現在の辻千二百五十八番地を撰定し、主たる事務所の新築をなし、同年十一月十一日移轉をなし、以て今日に至れり。

昭和二年八月八日、清水三百五十九番地に、従ひたる事務所を設け、之れを「本町事務所」と稱し、昭和六年五月十八日、江尻六百三十四番地に「魚町事務所」を設置し、以て各地方組合員の便宜を謀り、事業の擴張をなせり、更に自昭和八年至昭和十二年、五ヶ年擴充計畫實現の爲め三保三千四百九十四番地に事務所を新築し、之れを「三保事務所」と稱し、昭和十年五月五日、事務開始をなし、同時に組合員の募集をなし、同區域に於て、昭和十年中、百二十名の増加を見

るに至り、擴充の實績を擧ぐるを得たり。

昭和十一年一月、總代會の決議を経て、設立十週年紀念事業の一として、魚町事務所新築を企て、起工に着手したれば、五月五日事業開始紀念日の佳辰を以て、移轉する豫定なり。

## 第二章 基 本

### (一) 組 合 員

本組合は市街地信用組合なるを以て、總代制度に依るを便宜とす、故に定款に總代の數を設けたる關係上、組合員五百名以上に達せざれば組合の成立を認めず、從て事業開始をなす能はざるを以て、設立の許可を得たると同時に組合員募集に全力を注ぎ、職員一同晝夜の別なく奔走し、幸に五百十二名出資口數二千七百二十六口（一人平均五口強）に達したるを以て、出資第一回の拂込を了し、大正十五年五月五日事業開始をなす事を得たり、此間僅かに四十日、不況時に際し奇蹟的の好成績を得たるものと言ふべく、本組合が如何に庶民金融機關として、一般市民の要望に添ひ、中小商工業者が理想的金融機關を要求しつゝありしかを如實に物語るものにして、組合の使命の重且つ大なるを痛感し、役員一同揮身の努力を以て、事業經營の任に當らん事を誓ひて邁進したる所以なり、而して事業開始後は、事業分量の増加に先んじ、基礎的分量即ち組合員

並に出資金の増加に努力を拂ひつゝありしも、其の増進率の遅々たるは、思ふに一般市民の組合に對する理解の乏しきに基因するものにして、不斷の努力に依り組合精神の下種をなし置かば、早晚熟するの時期に到達するを得べしとの信念を以て、終始一貫今日に及べり、幸に左表の如き成績を擧げつゝありしも、昭和七年同八年頃の深刻なる財界の不況は、債權の整理を斷行せざるを得ざらしめ、勢ひ除名者脱退者續出の餘儀なきに至り、多少の減少を來せるも所謂新陳代謝の一時的現象にして、昭和十年に至り擴充五ヶ年計畫の實現を期する爲め、三保に事務所を新設したるを機とし、同地方に組合員大募集をなし、結果一千名を突破するに至れり、然れども戸數一萬二千を有する本市に於ては其の三分の一、即ち四千人以上の組合員を有するにあらざれば、充分組合の機能發揮する事は至難にして、此の理想に到達する爲めには、獨り役員並に職員のみ努力にては叶ふべからず、組合員諸君の總動員、組合擴充の爲め一心同體の奮起を希望して止まざる次第なり。

茲に十週年紀念事業として、昭和十一年度中に五百名増加の計畫を樹立し、總數千五百名の目標に向て突進せんとす、幸に組合員諸君の應援を得て、計畫達成の喜びを獲得せん事を希望して止まざるなり。

### 組合員數並ニ増減

年次	加入者数	脱退者数	年末現在
大正十五年五月	1	1	512
昭和元年	140	51	601
同 二年	132	46	690
同 三年	87	50	727
同 四年	89	56	760
同 五年	74	46	788
同 六年	144	48	884
同 七年	31	75	840
同 八年	32	58	814
同 九年	126	107	833
同 十年	219	45	1,007

(二) 出 資 金

本組合の出資金は一口金二十圓にして、第一回の拂込は金五圓、以後は毎年四月、九月の二回

に金參圓以上宛の拂込なりしも、昭和八年一月定款を變更し、第二回後は毎月金壹圓宛の拂込となしたる結果、拂込の成績頗る良好となれり。

設立當時は出資金口数は一人平均五口三分強なりしも、以後新加入者の口数減少し昭和十年度に於ては、一人平均四口一分に低下せり。

出資金額は、組合員増加に伴ひ順次増加したるも、別表に見るが如く、昭和七年以後は脱退者の出資口数に比し、新加入者の出資口数減少の爲め、一人平均率低下するの止むなきに至れり、思ふに自己資金を豊富ならしむるの必要な事は論を俟たず、出資口数の増加、出資一口の金額を金五拾圓迄増加する必要あり、將來財界好況を呈し之れが斷行をなすの時機あるを信するものなり。

出資金並ニ未済出資金

年次	加入者出資	脱退者出資	年度末出資	未済出資金
大正十五年五月	1	1	54,720	41,000
昭和元年	13,840	1,600	66,880	35,600
同 二年	14,380	3,820	77,440	20,300

同	同	同	同	同	同	同	同
三	四	五	六	七	八	九	十
年	年	年	年	年	年	年	年
六、七〇〇	七、四〇〇	五、八〇〇	一〇、一四〇	一、三六〇	一、二六〇	五、〇〇〇	一〇、九六〇
六、二一〇	三、四〇〇	四、九〇〇	七、〇三〇	四、三八〇	五、〇三〇	七、六八〇	四、五四〇
七、〇三〇	八、三〇〇	八、二、九三〇	八、六、〇四〇	八、三、〇四〇	七、九、二八〇	七、六、六三〇	八、三、〇四〇
一〇、一〇〇〇	八、七、〇九五	七、七、三六七	一〇、二、五八〇	六、三、七三二	四、五、六〇四	二、二、八四五	三、三、四六一

(三) 積立金

本組合は理想に重きを置き、組合員が組合を利用して營業日に榮え、家運隆昌に赴くを以て、組合の眞の繁榮なりとの信念の下に、組合員本位を事業經營の方針として終始一貫せり、かるが故に剩餘金は、比較的僅少ななるを免かれず、従て準備金其他の積立金の少額なる又止むを得ざる次第なり。

積立金

(準備積立金)  
共済積立金

昭	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
和	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
六、二、四四	一〇、二、六四	一、九、七、四九	七、三、九、九七	一、七、四、九五七	三、一、六、九、六五	四、〇、八、四、〇四	四、九、七、〇〇九	七、一、一、九、七三	九、〇、〇、八〇一	

第三章 事業

本組合は不況時に産れ、不況と終始して十ヶ年を経過せり、従て豫期したる發展を見る能はず

事業の分量も当初は順次増加の一途を辿りつゝありしも、昭和七年三月地方銀行取付の餘波を受け、貯金激減の悲境に陥入り、一端受けし傷痕は容易に癒えず、一頓挫を來したるは遺憾とする處なり、茲に本組合は只に事業分量の多きを以て誇りとなすよりも、其の内容の實質に於て堅實なるを尊び、量より質なりとの信念に依り、頓挫は寧ろ發展への拍車となり、茲に十週年を迎ふるに際し、特に組合精神の作興に重きを置き、自主的に組合を振興刷新し、且つ大衆的に組合の基礎を擴張せんとするものなり、左に過去を回顧するの一助ともなさんと各年度報告書中の「事業の状況」を抜萃して掲載せり。

### 昭和元年度事業ノ状況

大正十五年五月五日、事業開始當時、引續ク一般財界不振ノ實狀ハ漸ク深刻化シ來リ、何レモ局面轉換ヲ渴望セザルナキ有様ニテ、然モ此ノ時ニ際シ、未ダ市民ノ多クガ市街地信用組合ノ如何ナルモノナルカヲ知ラズ依テ先ツ以テ庶民金融ト、共存共榮ヲ主旨トスル組合精神ノ徹底普及ニ力ヲ注ギ來リシニ、此ノ短日ノ間六百名ノ組合員ヲ有スルニ至リシハ、私ニ欣快トスルモノナリ。

唯如上ノ如キ財界ノ不況ニ伴ヒ、尙ホ所期セル目標ニマデ達セザリシモ、市況ノ好轉ヲ認ムルニ至リ且ツ又組合法ノ精神事業ノ普及ヲ待テ、必ズヤ矚目スベキ結果ヲ將來センコト難カラザルヲ信ズルモノ、大要ヲ記スコト如斯。

### 昭和二年度事業ノ状況

經濟界ノ歩ミ本期ノ如ク不穩ナルハ、史上未ダ其例ヲ見ザル處ニシテ、破綻銀行ノ續出ヨリ全國銀行ノ一齊休業トナリ、支拂猶豫令ノ施行ヲ見、企業界ノ進展更ニ其ノ跡ヲ認メズ、貨物金融ノ動キ極メテ沈滞ニ終始セリ、木材製函業ノ不振ハ當地ニ於ケル甚大ナル打撃ニシテ、其ノ影響ヲ受ケタルモノ尠カラズ見受ラレ、此ノ間ニ在リテ組合員ハ互ニ戒メテ健實ナル事業ノ伸長ニ努メ、組合又銀行休業中モ凡ユル貯金ノ引出ニ應ジ、以テ金融奉行ノ實ヲ擧ゲ、共ニ相扶ケテ組合理想ノ實現ニ力ヲ盡シ、爲メニ組合ノ利用益普及セラレ、前年末金三萬五千圓ニ滿タザリシ貯金額ハ本年度ニ至リテ金八萬圓ヲ突破シ、組合員又脱退者ヲ差引キ八十九名ヲ増加シ得タリ、組合ノ現狀尙微々タリト雖モ、大ナル發展ノ餘地ヲ目指シテ發達ノ跡隆々タルモノアリ、七百組合員各位ヨリ一層ノ組合活用ヲ得バ、組合又一段ノ活躍ヲナシ得ベク切ニ期待シテ止マザル處ナリ、只遺憾ナリシハ創立日尙ホ淺ク、剩餘金ヲ得ル能ハザリシ一事ナリ、去リナガラ計數上ニ於テ來期ハ必ズ相當剩餘金ヲ計上シ得ル事ヲ信ズルモノナリ、事業ノ狀況概要ヲ記スコト如斯。

### 昭和三年度事業ノ状況

一、組合員三十七名ヲ増シ七百二十七人、口數三千九百一口トナレリ。  
 一、前年末八萬餘圓ノ貯金ハ、十四萬三千圓ニ達シ、逐年漸ク追フテ増加シツ、アルト共ニ、取引益々頻繁ノ度ヲ加ヘツ、アリ。

一、本年度取扱ヒタル貸出ハ、千六百二十七件、金六十一萬八千二百餘圓、償還千四百六十件、金五十四萬五

千七百餘圓、計三千件餘、金壹百萬圓以上ヲ算シ、貯金ノ増加ト共ニ、年末貸出額金二十萬圓ヲ突破セリ貸出ニ關シテハ勉メテ大口及固定ノ憂アルモノヲ避ケ、小額ニシテ而モ短期回收ノ方針ヲ嚴守セリ。

一、損益表ヲ通覽スルニ總益ニ於テ金五千圓、總損ニ於テ金二千五百圓ヲ増シ、創業費ヲ銷却シテ尙金千三百九十九圓ノ剩餘金ヲ計上シ得タリ。

一、御大典紀念トシテ、一ケ年及二ケ年滿期ノ積立貯金ヲ開始セリ、日淺クシテ成績ハ今後ニ待ツベキモノナレバ御理解御賛成ヲ望ム處ナリ。

一、十二月十七日附下清水區域編入ノ認可アリ、活動地域ノ擴大ヲ得テ、新春ト共ニ組合員及貯金ノ大募集ヲナサントス、是亦御援助ヲ切望シテ止マザル處ナリ。

以上ヲ通覽スルニ、逐年創業ノ成果ヲ收メ、不況ノ聲囂々タル中ニ三歳ヲ閱シ、組合ニ對スル理解信賴漸ク厚クシテ、地歩稍ヤ整備シ基礎益々鞏固ヲナセリ。

#### 昭和四年度事業ノ狀況

一、組合員七百六十名、出資口數四千壹百壹口トナリ、健實ナル漸増ノ趨勢ヲ示セリ。

一、貳拾萬圓ヲ越エントセシ貯金ハ年末不況ノ餘波ヲ受ケテ引出豫想外ニ多ク、遂ニ貳拾萬圓ヲ割ルニ至リシモ、取引件數ノ頻繁ヲ加フルト共ニ取引額益々増大シツ、アリ。

一、貸出ニ關シテハ固定シ易キモノヲ避ケ、小口ニシテ短期回收ノ方針ニ從ヒ、以テ組合精神ノ發揮ニ力ヲ盡シ、殊ニ手形貸付以外ノモノニ對シテハ必ズ積立貯金ノ勵行ヲ獎メ、以テ相互ノ便益ト安全トヲ圖リ、其ノ

成績極メテ良好ナリ。

一、九月豫テノ計畫ノ一端ヲ實現セントシテ、事務所ノ起工ニ着手シ、十一月十一日ヨリ新築事務所ニ業務取扱ヲ開始シ、創業三年半ニシテ借家住ヲ脱シ、信用増加ニ加ヘテ發洩タル意味ノ一端ヲ實現セリ。

報告書ヲ通覽スルニ、年々着實ナル發展ヲ示スハ、一ニ組合員各位ノ理解ト組合精神ノ普及トニ依ルベキモ吾等ノ目指ス組合理想ハ一朝ニシテ全部ヲ實現シ難ク、些カナリトモ逐年之ガ實行ヲ敢行シ、或ハ其ノ基礎ヲ固メツ、アルハ密カニ喜ビニ堪ヘザル處ナリ。

#### 昭和五年度事業ノ狀況

經濟界依然トシテ舊態ヲ脱セズ、不況ハ却ツテ普遍的ニ深刻化セルヲ認ム、組合員中ニモ少ナカラズ打撃ヲ受ケタルモノヲ認メタルハ、最モ遺憾トスル處ニシテ、御互ニ強固ナル團結ト自重トハ益々肝要ナルヲ認ム。

一、組合員脫退者ヲ除キ、差引二十八名増、同ク口數四十五口増ナリ。

一、貯金前年末ニ比シテ六萬四千餘圓ヲ増加シテ、二十五萬二千餘圓、貸付金三萬二千圓ヲ増加シテ二十八萬一千餘圓トナレリ。

一、小口短期回收ノ方針ヲ變ヘズ、遠隔ノ地ヨリ振出セル商業手形ノ割引ハ、財界ノ現狀ニ鑑ミテ避ケタリ。

一、貸付ニ對スル見返リ月掛積立貯金ノ成績ハ、良好ニシテ益々獎勵實行ノ必要ヲ認メタリ。

一、金融梗塞シテ、必要資金調達困難ナル實狀ヲ緩和セントシテ、新タニ更新會貸出規程ヲ創設シテ、連帶日掛濟シ崩シノ方法ヲ樹テ、各方面ヨリ歡迎ヲ受ケ、又全國的ノ之ガ方法ノ照會ヲ受ケタリ、益々普遍的ニ活

用セラレンコトヲ望ミテ止マズ。

- 一、家族、團體、組合員外、貯金ニ比シ、組合員貯金甚ダ振ハズ、一層ノ御了解御援助ト切望スル處ナリ。
- 一、不況ノ及ブ處、勢ヒ融通金ニ對スル完全ナル利子收入ヲ見ズ、爲メニ充分ナル剩餘金ノ計上出來ズ、從テ配當モ甚ダ些カニ終レルハ遺憾ニ堪ヘザル處ナリ。

### 昭和六年度事業ノ狀況

經濟界ハ依然タル不況ニ沈倫シ、各種事業ハ如何ニシテ此ノ不況ヲ凌ガンカニ腐心シツ、アリ、而モ不況ノ重荷ニ堪ヘ得ザルニ至レル者ヲ見タルハ、我等ノ痛恨トスルト同時ニ同情禁シ得ザル處ナリ、歳末押シ迫リテ金輪再禁止セラレ、爲替下落ニ伴フ物價高ヲ示セリト雖、組合員中豊富ナル手持品ヲ有スル程ノ餘裕者少ク、從テ之ガ爲メニ莫大ナル利益ヲ得タル者モ聞カズ、唯將來ノ問題トシテ貨幣價值ノ下落ハ、一般債務ヲ負フ者ノ負擔ヲ輕カラシムル結果トナルベク、久シキニ亘リテ沈滞セル氣分ハ多少ノ活潑ヲ見受ケラレタレ共、不況ニ苦惱シタル多年ノ不均衡ナル收支ハ一朝ニシテ醫スベカラズ、經濟界ノ前途又遽ニ好轉ヲ豫斷スベカラズ、僅カニ一縷ノ望ヲ來春ニ繫ギツ、不安ノ内ニ暮レタリト云フベシ、本年度ニ於ケル經營ノ動向左ノ如シ。

- 一、組合員九十六名、出資金三千二百二十圓ヲ増加セリ。
- 一、資金需要者ハ大部分市中、中小商工業者ニシテ深刻ナル不況ヲ痛烈ニ感ズル者ナルモ、資金ノ運轉回收比較的順調ナリ、然レ共短期返済ヨリモ長期済シ崩シ辨濟ヲ希望シ、勢ノ赴ク處、證書貸付増加シ、手形貸付減少ノ結果トナレリ。

遠隔ノ地ヲ振出地トスル商業手形ハ避ケル爲メ、割引手形ハ昨年度ニ比シ著減セリ。

- 一、貯金ニ於テハ、定期參萬圓、當座五千圓、各年末殘ニ於ケル増加ヲ示セルモ、積立貯金八千圓ノ減少ヲ見タルハ、創業當時契約シタル五ヶ年積立ノ滿期支拂多額ニ達セル爲メナリ、全體ニ於テ僅ニ貳萬七千圓ノ増加ニ止リタルハ遺憾至極ニシテ、上半期三十萬圓、十一月初旬三十一萬五千圓ナリシモノ、年末過ルニ從ヒ順次引出増加シ、不況ノ及ブ處並ニ一般金融ノ硬塞ハ、貯金ノ數字ニ於テ如實ニ之ヲ見タリ。
- 一、利子收入必ズシモ香シカラズ、從テ別項處分案ニ示セル如ク、組合内容ノ鞏固ヲ期セリ、幸ニ諒セラレンカ。

- 一、地元組合員各位ノ懇望ニ從ヒ、五月新タニ魚町へ事務所ヲ設ケタリ、之ガ擴張經營ニ要シタル丈ケ本年度ノ支拂經費増加シタルモ、組合員各位ノ便益ヲ期シ得タルト共ニ、不日ノ飛躍ニ備フル準備ヲナセリ。
- 一、剩餘金甚ダ僅少ニシテ配當金ヲナス能ハザルハ最モ遺憾トスル處ナリ、不況ノ波及ハ貸付金利子ニ年ヲ超ヘシモノアリタルニ起因シ、不況時ニ際シ缺損ヲ見ザルヲ僅カニ幸トスル處、請フ諒セラレンコトヲ。

### 昭和七年度事業ノ狀況

昭和七年ヲ通シテ經濟界ハ不況ノ極度ニ達シ、非常時トマデ唱ヘラル、ニ至リ、朝野ヲ舉ゲテ之レガ匡救策ヲ講ジ、遂ニ自力更生ノ題目ノ下ニ産業組合ノ擴充ニ依テ、財界ノ復活ヲ圖ルノ外ニ途ナシト、遂ニ特別融通資金ハ信用組合ノ手ニ供給、融通セラル、ニ至リ、歳末稍ヤ復活ノ曙光ヲ見ルヲ得タリ、コノ苦境ヲ切抜ケ來リタル産業組合ノ前途ハ、洋々タルモノアルト同時ニ、責任ノ重且ツ大ナルヲ痛感セザルヲ得ザルナリ。

當組合ハ貯金日ニ月ニ増加シ、昭和六年十月ニ於テ、其額三十萬三千二百八十二圓ニ達シ、前途激増ノ氣運ニ滿チ居タリシガ、去ル三月ノ頃銀行取付ノ餘波ヲ受ケ、且ツ金融梗塞ノ結果ハ三月以來、日ニ日ニ引出スモノ多ク、此間餘裕金ハ忽チ拂ヒ盡シ、借入金ニ依テ拂出ヲナスノ餘儀ナキニ至リシモ、奮勵努力資金ノ調達ヲナシ、漸ク安全地帯ニ到達スルヲ得タリ、而シテ今日ノ貯金額金十八萬四千四百五十圓ニシテ實ニ金十一萬八千八百三十二圓ノ大激減ヲ見ルハ痛歎セザルヲ得ズ、此ノ間ノ苦心亦タ尋常ニアラザリシヲ思フベキナリ。

斯カル状態ヲ切り拔ケ來リタル、今期ノ事業成績ノ舉ルベキ筈ナク、只退歩ノ一途アルノミ、ヤガテ來ルベキ好況時期ニ備フベク、整理ニ没頭シタルノミニシテ、不況ノ結果利子ノ徵收ニ力ヲ盡セシモ、未收入多キハ財界一般ノ傾向ニシテ、爲メニ缺損金四百八十九圓ヲ計上スルノ止ムナキニ至リタルモ、是レ唯計算上ノ缺損ニシテ一面決算ニ計上セザル未收入利子ハ金七千五百餘圓ノ多額ニ上リ、好況ト同時ニ順次回收ヲ見ルニ至レバ其ノ時コソ剩餘金ノ額ヲ増スニ至ルヤ必セリ、而シテ貯金ノ激減ニ伴ヒ、借入金ノ増加ハ喜ブベカラザル傾向ナリト雖モ、何レモ是レ債務ニシテ其ノ内容ヲ見ル時、借入金ノ大部分ハ長期ノ年賦償還ニシテ、然モ政府ノ低利資金ナレバ寧ロ實質ニ於テ有利ノ状態ニ好轉シタルモノト言フベシ、只今期ハ將來進展ノ機運ヲ作ルベク、内容ノ充實ニ務メタルノミ請フ諒セラレヨ。

### 昭和八年度事業ノ狀況

當期ハ不況ノ深刻ナルニ鑑ミ、務メテ貸付金ノ整理ニ意ヲ注ギ固定ノ傾向アル債權ハ債務調停法ニ依リテ月賦償還ヲ勵行シツ、アリ、貸付金整理ノ結果ハ、勢ヒ脱退者相當アリテ組合員數ノ減少ヲ來シタルト、不況ノ

爲メ未收入ノ利息ノ總額増加シタルハ遺憾トスル所ナリ、貯金ハ著シキ増減ヲ見ズ、割引手形ハ警戒ヲ要スル爲メ割引ヲ中止セリ、概シテ當期ハ現狀維持ノ状態ニ經過セリ、而シテ擴充五ヶ年計畫ノ初年度ナルヲ以テ、將來伸ピンガ爲メノ根本整理ヲ行ヒ、基礎ノ堅實ヲ計リタル結果、總テノ數字ハ寧ロ減少シタルモ、是レ伸ピンガ爲メノ一時的縮少ト見做スヲ得ベク、僅少ナリトモ配當ヲナシ得ベキ剩餘金ヲ得タルハ幸トスル所ナリ。

### 昭和九年度事業ノ狀況

當期間財界ハ只一部ニ活況ノ曙光ヲ認メシノミニテ、地方ハ依然不況ノ迷雲ニ閉サレ、何時吹キ拂ハルベキヤ豫想シ難キ状態ニ歳ヲ超ヘタリ、此ノ間ニ處シ、當組合ハ充分警戒ヲ怠ラズ、資金ノ需要ニ對シ相當新規貸出ヲナスト同時ニ、固定シタル債權ハ殆ント全部之ガ整理ヲナシタリ、手形割引ハ警戒ヲ要スルヲ以テ割引ヲ中止セリ、貯金ハ極力奨励ヲ怠ラズ順次増加ノ傾向ヲ辿リツ、アリシモ、積立貯金ノ滿期拂渡及年末纏マリタル團體貯金ノ滿期拂渡アリシ爲メ、昭和八年末ニ比シ僅カニ金三萬餘圓ノ増加ニ過ギザリシハ遺憾トスル處ナリ、幸ニ貸付金利息ノ收入ハ、貸付金平均總額ニ對シ九朱二厘ニ相當スル實收アリテ、八年度ニ等シキ剩餘金ヲ得タルハ幸トスル所ナリ、而シテ昭和八年同九年ハ組合内容ノ充實整理ニ意ヲ注ギタル結果トシテ、數字ノ減少ハ免カレザル所ナルモ、一面基礎ノ堅實性ヲ帯ビタル點ハ最モ喜ブベキ處ニシテ、組合員移動ノ結果トシテ損益計算ニ現ハレズシテ準備金壹千四百圓ノ増加ヲ來シ居レリ、愈昭和十年ニ於テ、擴充計畫ニ對シ猛進以テ各方面ノ擴大ヲ計リ、組合機能ヲ遺憾ナク發揮セン事ヲ期スル次第ナリ。

### 昭和十年度事業ノ狀況



當期間經濟界ノ大勢ヲ見ルニ軍需工業ト輸出工業トノ殷盛ハ稍ヤ好景氣ヲ現出セントスルノ狀勢ニアリ、米價高騰價高ニ依リ、農村ノ狀勢モ一應景氣ノ上昇ヲ來タセルモノ、如ク察セラル、モ、數年來ノ不況ハ容易ニ全面的回復ヲ見ルニ至ラズシテ歳ヲ超ヘタリ。

此ノ時ニ當リ、當組合ハ内部ノ整備充實ヲ念トシ、貯金ノ獎勵、組合員ノ増加ニ努力シツ、組合員ニ對シ相當新規貸出ヲナシ、擴充ノ實績ヲ擧グルコトニ力ヲ傾注セリ、タマシク昭和十年七月十一日ノ地方大震災ハ、災害ノ及ボス所意外ニ激甚ニシテ、從テ家屋ノ修繕ニ要スル資金ヲ需ムル者アルヲ察知シ、縣信聯ヨリ震災應急資金ヲ借入レ、之レヲ長期ノ月賦償還法ニ依リ貸付ヲナシ、以テ相互扶助ノ實ヲ擧ゲ得タルハ欣快トスル所ナリ。

昭和十年一月ノ總代會決議ニ基キ、三保ニ從タル事務所ノ新設ニ着手シ、五月五日新築落成ト同時ニ事業開始ヲ見ルニ至リ、昭和九年末三保折戸組合員五十名ナリシモノ、百二十名ヲ増加シ、昭和十年十二月末日ニ於ケル組合員數百七十名、貯金壹萬壹千五百圓、貸付金五萬三千圓ニ達シ、約半ケ年ニシテ豫期以上ノ成績ヲ擧グルヲ得タリ。

斯クシテ當期間ハ、事業ノ内容、數量共ニ順調ナル發展ヲナシ、貯金五萬圓増、貸付金七萬圓増、組合員百七十四名増加シテ、現在壹千七名トナレリ、貸付金利率ノ收入歩合モ大ニ好轉シ、貸付金平均總額ニ對シ八分六厘七毛ニ相當スル利率ノ實收アリタリ。

本期間金融ノ狀況ハ、終始平靜順調ニ經過シ、別項ノ如キ成績ヲ得タルハ幸トスル所ナリ。

## (一) 貯 金

本組合の貯金は數々あれども、大別して

- 一、定期貯金
- 一、普通貯金
- 一、積立貯金
- 一、日掛貯金

の四種に分つ事を得、而して組合員たる否とに拘らず、市民に對し貯蓄心を涵養獎勵するは、本組合の使命にして、不斷の努力を之れに傾注シつゝ終始せり、幸にして其効果現はれ、年々貯金額増加し、昭和六年度には其總額金參拾萬圓を超え、年々の増加率著しく其度を加へ、兩三年にして倍加するの情勢を示せしも、昭和七年三月銀行取付ありて財界破綻の影響を免かれず、貯金額の約四割を減じ、急轉直下、これが回復容易ならず、漸くにして昭和九年同十年に至り、順次増加を示し稍々以前の最高額に達するを得たり、此の間の當事者の苦心、努力は察するに餘りありと言ふべし、茲に十週年を迎へ紀念事業の一として新たに「家の光貯金」を開始し、役職員責任額を定めて、契約募集に着手する事に決したれば、相當成績の見るべきものあるべく、昭

和十一年度に於ては、貯金總額金五拾萬圓到達を目標として進まんとするの堅き決心を持つ役員の奮起に對し、組合員諸氏また相呼應して目標達成に援助あらん事を切に望む次第なり、左に創立以來年々の貯金額増減の趨勢を示さん。

昭和元年末	三三、八三五
同 二年末	八〇、一九〇
同 三年末	一四三、三八〇
同 四年末	一八七、九三一
同 五年末	二五二、二四三
同 六年十一月	三一五、〇〇〇
同 六年末	二七七、四八一
同 七年末	一八四、四五〇
同 八年末	一八三、九〇二
同 九年末	二一四、四五四
同 十年末	二六五、一二一
同 十一年三月	二九六、三〇七

右の趨勢を靜觀するに、今後財界の激變を來さざる限り、堅實なる増加の一途を辿り、やがて第一次の目標金壹百萬圓達成も數年を出でざるべく、當事者組合員内外呼應して目的達成を喜び合ふの日亦た遠きにあらざるべしと信ず、左に本組合の取扱つゝある各種貯金の概要を記し、之れが利用の一層増加を切望して止まざるなり、而して組合の貯金に對しては所得税並に資本利子税等免除の特典ありて、銀行預金と比較し、遙かに有利なるは言を俟たざる處なり。

- 一、定期貯金
  - 一口金拾圓以上、期限ハ半年、一ケ年等預ケ入レ主ノ自由ナリ。
  - 當座貯金 一回ノ預入ヲ金五圓以上トシ、小切手ヲ使用シテ引出スコトヲ得。
  - 普通貯金 一回ノ預入金拾錢以上トシ通帳ヲ以テ出シ入レ自由ナリ。
  - 節約貯金 貯金函ヲ備ヘ置キ、日々ノ費用ヲ節約シテ貯金ヲナシ時々預ケ入レヲ達摩貯金ナス。
- 一、普通貯金
  - 坊やのすきな達摩さん
  - 入れりや達摩も腰をすえ
  - 多く積むより永く積み
  - 富の秘訣を語りつゝ
  - やがて土地買ひ家を建つ

五錢 拾錢 貳拾錢  
 面壁九年の辛棒に  
 金が子を産み福を産む  
 「五日」忘れず積みまゝに  
 資本となるはこの貯金

福德貯金 月掛ノ積立貯金ニシテ一年二年三年五年掛ノ四種アリ契約金額ハ何百圓何千圓ニテモ貯金者ノ自由ナリ掛金表左ノ如シ

滿期受取額	一年掛金	二年掛金	三年掛金	五年掛金
金壹百圓	八二〇	四〇〇	二六〇	一五〇
金貳百圓	一六二〇	八〇〇	五二〇	三〇〇
金參百圓	二四三〇	一二〇〇	七八〇	四五〇
金四百圓	三二四〇	一六〇〇	一〇四〇	六〇〇
金五百圓	四〇五〇	二〇〇〇	一三〇〇	七五〇
金壹千圓	八二〇〇	四〇〇〇	二六〇〇	一五〇〇
金五千圓	四〇五〇〇	二〇〇〇〇	一三〇〇〇	七五〇〇
金壹萬圓	八二〇〇〇	四〇〇〇〇	二六〇〇〇	一五〇〇〇

積立貯金

御大典貯金 紀念

御大典ヲ紀念スベク昭和三年九月始メタルモノ内容ハ福德貯金ニ同ジ

利用貯金 貸付金ニ對シ其ノ償還方法トシテ毎月一定ノ額ヲ積立ツルモノナリ(規定參照)

興國貯金

昭和四年十月、勤儉力行、消費節約ノ實行ヲ期スル目的ヲ以テ清水市興國貯金團ヲ組織シ毎月一口金壹圓宛ヲ昭和五年一月ヨリ同九年十二月迄五ヶ年間積立ヲナスモノトシ規定セリ

皇太子殿下  
御降誕奉祝

紀念貯金 三ヶ年滿期一口金五百圓取毎月拾貳圓五拾錢掛ニシテ加入者ヘ紀念品ヲ贈呈シ昭和九年四月限り契約打切トセリ

十週年  
紀念

家の光貯金 今回十週年ヲ紀念スベク始メタルモノ三ヶ年滿期五百圓取月掛貯金ニシテ一人數口ヲ申込ムコトヲ得毎月一口ニ付金拾參圓拾錢ヅ、積立ツルモノトス契約者ニ對シ毎月雜誌「家の光」ヲ贈呈ス(規定參照)

簡易貯金

一口金拾錢宛五百日積立ツルモノトス

日掛貯金

更新會貯金

組合規定ノ下ニ更新會ヲ組織シタルモノニ對シ貸付金ヲナシ其ノ償還方法トシテ毎日貯金ヲナスモノナリ(規定參照)

(二) 貸付

本組合の貸付は大別して左の五種の取扱をなせり

- 一、定期證書貸付
- 一、手形貸付
- 一、月賦貸付
- 一、割引手形
- 一、當座貸越

清水市に於ける中小工業者の少額資金の需用に對し、融通機關の乏しかりしは、一大缺陷にして、本組合の設立に依り一齊に資金を需むるもの殺到したるも、不況時に鑑み充分注意を拂ひつゝ融通をなしたり、然も深刻なる長期間の不況は相當倒産者を出し、從て組合に損害を及ぼす者續出するの傾向ありて、組合は大に警戒を加ふるの必要に迫られたり、茲に於て順次商業手形の割引を中止し、續て昭和七年末金錢債務臨時調停法の實施せられたるを幸ひ、期限経過し固定の傾きある證書貸付並に期限経過の手形等は調停申立をなし、何れも期限延長、利率低減、月賦償還の方法に依り、組合員の負債整理勵行の心組を以て整理を斷行したる結果、大に債權の内容に於て堅實味を帯ぶるに至り、成績尤も良好に努力の酬られたるを喜ぶものなり、今や我が國の財界は全面的ならずとも、一部に景氣恢復の曙光を認めつゝあれば、早晚本組合も割引手形取扱開始の時期到來すべく、貸付金回収も圓滑に順次警戒を緩めるの時近きを信するものなり、左

に設立以來年々の貸付金總額を示し、情勢を知るの資となさん。

昭和元年末	五七、五二四
同 二年末	一二七、六八六
同 三年末	二〇〇、一五三
同 四年末	二四九、五二二
同 五年末	二八一、四六四
同 六年末	三三一、九七八
同 七年末	二七九、九二七
同 八年末	二六九、〇七八
同 九年末	二七〇、七七九
同 十年末	三四一、六七九
同 十一年三月	三四四、一六二

(三) 剰餘金

組合員の事業の榮えは、組合の理想的眞の隆盛なりとの主義を以て、組合員の便宜を計る爲め

には、経費の増加も各まざる本組合は自然剰餘金に於て好成績を挙げ得ざるを遺憾とするものなり今後貯金の増加を見るに至らば相當剰餘金も自然増加を見るに至るや必せり。

昭和元年度	一七二、七〇
同 二年度	二、四五
同 三年度	一、三九九、一四
同 四年度	三、〇七六、六五
同 五年度	二、二六四、四九
同 六年度	三四三、六四
同 七年度	(缺損) 四八九、〇〇
同 八年度	三、〇〇二、〇八
同 八年度	三、一八〇、五四
同 十年度	三、二二七、七一

(四) 擴充五箇年計畫

現代の經濟組織より生ずる弊害、殊に大資本の壓迫に依る中小産業者の疲弊を除去し、更生の

途を開かんが爲め、全國各組合一齊に「擴充五ヶ年計畫」を樹立し、之れが遂行に邁進するの議に基き、本組合は、昭和八年三月六日産業組合紀念日に於て、總代懇談會を開き決定したる計畫案は左の如し。

有限責任清水市信用組合擴充五箇年計畫

一、組織變更

産業組合法改正ニ伴ヒ組織ノ變更ハ、時代ニ適應シタル處置ナリト思考ス、依テ本組合ハ適當ノ時期ニ於テ組織ヲ變更シ、保證責任トナスベク準備スル事。

二、組合員増加

全市戸數ノ四分ノ一ヲ目標トシ、現在組合員八百四十人(昭和七年末)ヲ、五ヶ年後二千五百二十人ト爲スモノトス。

三、資金ノ増加

事業ノ擴充ニ伴ヒ、自己資金ノ充實ヲ計ルハ最モ緊要トスル所ナルヲ以テ、之レガ増加ヲ圖ルモノトス。

(イ) 出資金總額金八萬參千〇四拾圓(昭和七年末)ヲ、五ヶ年後金貳拾四萬九千壹百貳拾圓ニ増加スルモノトス。

- (ロ) 拂込済出資金七萬六千七百十三圓(昭和七年末)ヲ、五ヶ年後金貳拾貳萬六千七百九拾七圓ニ増加スルモノトス。
- (ハ) 諸積立金四千〇八拾四圓(昭和七年末)ヲ、金壹萬參千參百五拾貳圓ニ増加スルモノトス。
- (ニ) 出資金一口金貳拾圓ヲ、適當ノ時期ニ於テ金參拾圓ニ増額スルモノトス。
- 四、借入金  
借入金ハ多ク十ヶ年賦低利ノモノナルニ依リ、年々償還ヲ行ヒ、五ヶ年後ニハ元金半減スルモノトス。
- 五、貯金  
貯金ノ勸誘ニ務メ、就中積立貯金ニ全力ヲ注ギ、昭和七年末現在金拾八萬四千四百四拾六圓ヲ五ヶ年後金七拾五萬圓ニ増加スルモノトス。
- 六、貸付金  
(イ) 貸付金總額金貳拾七萬九千九百貳拾六圓(昭和七年末)ニシテ、之レガ貸付ヲ合理化シ、且ツ貯金支拂準備ニ遺漏ナカラシムル様、五ヶ年間ニ順次之レガ内容ヲ整へ、五ヶ年後ハ出資拂現在組合員一人當リ金貳百貳拾圓ヲ、五ヶ年後一人當リ、金參百圓以上ニ増加スル事。

込済金ノ二分ノ一ニ、貯金總額ノ六割ヲ加算シタル程度ヲ標準トシ、之レガ整理並ニ事業ヲ執行スルモノトス。

(ロ) 固定貸付整理ハ、總貸付ノ約六割乃チ金拾六萬七千九百五拾五圓ヲ固定ト見做シ、コノ八割ヲ五ヶ年間ニ整理スルモノトス。

(一) 組合員増加計畫表 (年次別増加割合ハ一、三、三、(二、一、ノ割合ニ五ヶ年増加)

職業別	年次		區域内				
	昭七年末	昭八年末	昭九年末	昭十年末	昭十一年末	昭十二年末	
農業	一、五四九	五三	五七	七三	八七	九七	一〇四
商業	四、〇五一	三八九	四八〇	七五三	一、〇三六	一、二〇八	一、二九九
工業	一、七〇七	八〇	八八	一一三	一三六	一五三	一六〇
水産業	五九九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其他	三、九五三	三一九	三八三	五七五	七六七	八九五	九五七
合計	二一、八五七	八四〇	一、〇〇八	一、三三三	二、一〇八	二、三三三	二、五〇〇

(二) 出資金増加計畫表 (五年後三倍ニ増加、増加割合ハ(組合員數ニ準ズ)

種目	年次	
	昭和七年度末現在	昭和八年度末
出資金總額	八三、〇四〇	九九、六四〇
拂込濟出資額	七六、七三三	八五、三九三
		昭和二年度末
		昭和九年度末
		昭和十年度末
		昭和十一年度末
		昭和十二年度末

(三) 積立金増加計畫表

(各年次平均増加スルモノ)  
(トシテ計算)

種目	年次	
	昭和七年度末現在	昭和八年度末
準備金	三、七八四	五、二九七
共濟積立金	三〇〇	六四〇
合計	四、〇八四	五、九三七
		昭和九年度末
		昭和十年度末
		昭和十一年度末
		昭和十二年度末

(四) 借入金減少計畫表

(五ヶ年後二分ノ一トス)

借入先	年次	
	昭和七年度末現在	昭和八年度末
系統機關	五、六二〇	四六、八七〇
		昭和九年度末
		昭和十年度末
		昭和十一年度末
		昭和十二年度末

銀行其他	年次	
	昭和七年度末現在	昭和八年度末
合計	二五、〇〇〇	三三、三四〇
		昭和九年度末
		昭和十年度末
		昭和十一年度末
		昭和十二年度末

(五) 貯金増加計畫表

(五ヶ年後四倍ヲ目標トス増加割)  
(合一、二、二五、二五、二五)

種別	年次	
	昭和七年度末現在	昭和八年度末
組合員貯金	六七、八九五	九六、六〇三
家族貯金	五五、七七九	七三、五二二
團體貯金	一八、一四七	二二、七七六
員外貯金	四三、六三五	四六、八八七
合計	一八四、〇四六	二三九、七六六
		昭和九年度末
		昭和十年度末
		昭和十一年度末
		昭和十二年度末

(六) 貸付金増加計畫表

(一) 貸付金

種別	年次				
	昭和七年度末現在	昭和八年度末	昭和九年度末	昭和十年度末	昭和十一年度末
有擔保貸付金	二〇九、六二〇	九八、六五〇	一四〇、七四七	三三〇、七四〇	二八三、八五四
無擔保貸付金	一七〇、三六	一五五、二八五	一五九、四六三	一四七、一六〇	一八九、三六
合計	三七九、九六	二五三、九三五	三〇〇、二一〇	三三七、九〇〇	四七三、〇九〇

(ロ) 固定貸付整理計畫

昭七年度末現在	第一年度末	第二年度末	第三年度末	第四年度末	第五年度末
一六七、九五五	一四一、〇八二	一四一、〇九	八七、三六	六〇、四六三	三三、五九〇

(總貸付金ノ六割ヲ固定貸付見做シ、年々其ノ壹割六分ツ、五ヶ年ニ八割ヲ整理ス)

以上の計畫を定めたるも、擴大せんとする前に準備行為として先づ内容の整備充實を計るの尤も緊要なるを感じ、昭和八年度、同九年度は之れが實行に務め、昭和十年度より始めて擴充計畫に向て積極的活動に入りたるを以て、計畫の實現大に遅れたるの憾あれども、第四年度たる昭和十一年度は恰も本組合創立十週年に當り三月六日紀念日に於て、臨時總代會を開き紀念事業計畫案を決議し、是れが遂行を申合せたれば、相當進展の域に達し、擴充の實を擧ぐる事を得べく確

信するものなり、左に十週年紀念事業の計畫案を掲げて後日の参考に供せんことをす。

十週年紀念事業計畫案

- 一、組合精神ノ普及徹底ヲ計ルヲ以テ、紀念事業ノ根本義トナシ、左記計畫ノ實行ニ努ムルモノトス。
  - (イ) 五月五日組合事業開始紀念日ニ於テ、組合員總會ヲ開催シ、講師ヲ聘シテ講演ヲナシ、餘興トシテ映畫會ヲ催スコト。
  - (ロ) 總代選舉區毎ニ、毎土曜日組合員懇談會ヲ開キ、以テ組合精神ノ普及並ニ組合擴大ノ運動ヲナスコト。
  - (ハ) 組合精神普及ノ一方法トシテ、雜誌「家の光」讀者ヲ募集シ以テ普及ニ努力スルコト。
- 二、組合事業發展ヲ周知セシメ、事務ノ能率ヲ増進セシムル爲メ、紀念事業トシテ魚町事務所並ニ本町事務所ヲ新築スル事。
- 三、組合員新加入者ヲ募集スル事。
  - (イ) 昭和十一年度ニ於ケル新加入者目標ヲ五百名トス。
  - (ロ) 組合員募集ニ付テハ、役員、總代、職員ニ於テ各責任數ヲ定メ、以テ目標數ノ加入ヲ期スルコト。
- 四、貸付金ハ積極的方針ノ下ニ、左記ノ實行ヲ期スル事。
  - (イ) 貸付金ハ手形貸付ヲ主トシ、證書並ニ長期ニ渡ル貸付ハ、月賦償還法ニ依ル事。
  - (ロ) 従來ノ擔保貸付及固定ノ傾アル貸付ハ、協定ノ上月賦償還法ヲ實行セシムルコト。
  - (ハ) 組合所有地辻一、五二ノ四及一、五二ノ六宅地八十五坪五勺ニ倉庫ヲ建設シ、商品擔保貸付ヲ開始シ、



以テ商工業者ノ便宜ヲ計ル爲メ、實施組合ヲ視察シ、調査研究ノ上立案シ、總代会ニ協議スルコト。

五、貯金ノ勸誘ヲナシ、貯蓄心ノ向上ニ努ムル事。

(イ)「十週年紀念家の光貯金」規定ヲ設ケ、大募集ヲナスコト。

(ロ)昭和十一年中家の光貯金募集額ヲ、金貳拾萬圓トス。

(ハ)貯金募集ハ役員、總代、職員、各責任數ヲ定メ、目標達成ヲ期スルコト。

(ニ)昭和十一年中ニ、各種貯金總額金五拾萬圓達成ヲ目標トシ努力スルコト。

六、總會ニ於テ七ヶ年以上勤続ノ役員、總代、並ニ職員ヲ表彰シ、且ツ組合員中組合ヲ利用シ、其ノ成績優良ナル組合員ヲ表彰シ、紀念品ヲ贈呈スル事。

以上

### (五) 囑托醫備聘

惟ふに一家の經濟は、入るを測りて出づるを制するにあらずんば、安固を得る能はず、然るに一朝健康を害し病魔に襲はれんか、多大の醫療費を要するのみならず、収益を得る活動力を失ひ經濟的破滅の因を醸すに至る、本組合はこゝに鑑みる處あり、大正十五年八月十四日清水市醫師會長並に清水市齒科醫師會長宛て、組合員並に家族の疾病に對し特別の診療、藥價の輕減を規定せられん事を懇願し、左の陳情書を提出せり。

### 陳情書

當組合ハ産業組合法ニ依ル公益事業ニシテ、組合員相互扶助、共存同榮ノ精神ヲ以テ、組合員ノ産業及經濟ノ基礎ヲシテ道義ノ上ニ立脚セシメ、日ニ月ニ惡化シツ、アル思想ノ善導ヲ以テ經トシ、中小業者ノ金融機關タルヲ以テ緯トシタル社會事業ニ有之、清水市ヲ其ノ區域トシ、目下組合員六百名ヲ算シ、日々増加シツ、アリ、茲ニ組合員相互扶助ノ精神ノ一端ヲ實現スベク、貴會ノ會員ニシテ當組合員タル醫師ニ對シ、當組合員及其ノ家族ノ患者ノ診察料並ニ藥價等ヲ、特ニ割引シテ十分ノ七迄輕減スル事ヲ得ルノ規定ヲ設ケラレ度、幸ニ御承諾ノ上ハ當組合事業進展ノ上ニ多大ノ好果ヲモタラシ、組合ノ機能ヲ發揮スル上ニ於テ、偉大ナル力ト相成ベクト存候、何卒御診議ノ上願意御採用相成度、茲ニ陳情仕候也。

大正十五年八月十四日

清水市巴町

有限責任清水市信用組合

組合長理事 小川隆三

清水市醫師會長 石本正治殿

清水市齒科醫師會御中

(各 通)

然るに醫師會に於ては、醫師會の規定上本組合の希望に應ずること能はざるを遺憾とするの回

答を得たるも、斯くて止むべきに非らざれば、昭和二年一月當組合員たる醫學士鈴木百太郎氏に交渉を遂げ、組合囑託醫として組合員並に家族に對し懇切に且つ診察料並に藥價を相當割引をなす事に決定し、茲に相互扶助の實を擧ぐるに至れり、然るに好事魔多しの譬に洩れず、間もなく醫師會より抗議出で、遂に解約の餘儀なきに至りたるは遺憾の極みなるも、組合長小川隆三氏の信念理想は暗黙の中に根強き發達をなし、遂に今日の醫療利用組合更生病院の設立を見るに至りたり、蓋し其の遠因は端を本組合囑託醫備聘に發したるものと謂ふべし。

#### (六) 組合時報發行

昭和二年三月六日産業組合紀念日を以て、組合報「曙光」と題し第一號を發刊し、之れを全組合員に配布して組合の現状を報告すると同時に、組合精神の徹底的普及を企圖せり、以後毎月若くは隔月發行し、號を重ねる十四、種々の事情の爲めに一時休刊の餘儀なきに至れるは遺憾の極みなり、左に發刊の辭を掲ぐるも沿革を辿る資料として徒爾にあらざるべし。

#### 曙光發刊之辭

組合長理事 小川隆三

組合創業一年ニシテ、漸ク從來組合役員諸氏ノミニ騰寫刷ニシテ組合ノ現況ヲ御報告申上ゲテ居リマシタ、  
「信用時報」ヲ更メテ、組合新聞「曙光」ヲ刊行シ、廣ク組合員並ニ顧客諸彦ニ見ユル機會ヲ得ルニ至リマシタ事

ハ、私ノ深く欣快ニ存ズル處デアリマシテ、之モ偏ニ各位ノ御後援御激勵ノ賜ト、衷心感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

恰度昨年ノ今、組合精神タル共存同榮相互扶助ヲ標榜シテ、不況ノ颯風吹キ荒ブ眞只中ニ、雄々シキ産聲ヲ擧グテ以來、一意庶民金融ノ實ヲ擧ゲント邁進シテ參リマシタ、何ニシテモ創業當時ハ財界共通ノ人氣沈滞ニ加フルニ、信用組合ノ如何ナルモノナルカノ御了解ガ、一般ニ充分デナカツタ爲メ、徐々ニ財界ノ恢復ヲ待ツト共ニ他面極力組合精神ノ普及ニツトメ、加フルニ各位ノ御厚助ハ大ニ効ヲ奏シ、組合利用ノ方法モ益々理解サレテ參リマシタ事ハ、組合今後ノ活動ノ上ニ大ナル味方ト意ヲ強フスル次第デアリマス。

殊ニ創業初年度ノ事業成績ハ、自他共ニ囑目シタ處デアリマシタガ、幸ニ豫想外ノ好結果ヲ收メ得マシテ、更ニ一段ト勇氣ツケラレテ居ルノデアリマス。

經營一ケ年ノ體驗ハ、善惡共ニ組合今後ノ活動方針ヲ決スル貴重ナル參考材料デアリマシテ、過去ニ則リ思想ノ大勢ニ鑑ミ、財界ノ趨勢ニ順應シテ、組合創設ノ意義ヲ益々價值アラシメント、今後一層ノ努力ヲ期スル次第デアリマス、サリナガラ七百組合員ヲ打ツテ一丸トセル大衆後援ヲ得テ、内外相共ニ組合機能ノ發揮ニ萬全ヲ期スルナラバ、理想實現モ決シテ難事デナイト信ズルノデアリマス、希クハ無限ニ拓カレ行ク、組合活躍ノ沃野ニ先人ガ打チ込メル開拓ノ一畝ヲシテ、益々成果アラシメン爲メ、各位擧ツテ御加助アランコトヲ切望ニ堪ヘナイノデアリマス。

今ヤ創業一ケ年ヲ迎ヘ、更ニ大ナル飛躍ヲ試ミントスルニ當リ、願ハクバ自重自愛共ニ組合機能發揚ニ努メ

ラレタク附言スラクハ、本紙ハ廣ク各位ノ御高見ヲ御發表下サル共同ノ機關ト致シ、相率イテ組合創設ノ趣旨貫徹ニ御盡力アラシコトヲ、至囑禁セザル次第デアリマス。

(七) 各種企圖

(イ) 組合員大會

昭和三年十月七日、榮壽座に於て、組合精神の眞諦とする共存同榮の思想を知らしむべく、全國的に著名なる山口縣八坂信用組合宣傳部の「産業組合人形劇」を開催し、市の有志者並に組合員の觀覽に供し多大の興味と感動を與へたり。

昭和五年三月六日、立花館に於て第二回組合員大會を開催し、産業組合中央會徳永主事の講演あり、後映畫を觀覽に供す、來會者二千名頗る盛會にして多大の感動を與へたり。

第三回大會は、昭和六年二月十九日、立花館に開會創立五ヶ年を閲したる紀念として、講演の後映畫を來會者の觀覽に供し、以て組合精神の普及に努めたり。

(ロ) 伊勢神宮參拜團

昭和四年十月、伊勢神宮清水市參拜團を組織し、年々伊勢神宮に參拜をなし、以て國體擁護の觀念養成に務めんと、同時に興國貯金團をも組織し、團長に市長鹽原時三郎氏を擧げ加入者の募

集に着手せり、翌昭和五年十月十六日、江尻驛長の應援を得て、約貳百名大擧して伊勢神宮參拜をなし、尤も意義深き旅行を遂げ、思想上多大の効果を擧げたるを喜ぶものなり。

(ハ) 各種旅行

昭和六年五月一日、神武天皇御陵、桃山御陵、參拜、京都、奈良遊覽團體旅行會を催せり。

昭和九年三月十九日、組合員並に貯金者の抽籤に依り當選したる者の一泊旅行として、鎌倉、江之島、熱海を遊覽し、多大の満足を與へたり。

昭和十年四月一日、一泊旅行として伊豆大島に赴きたり。

(ニ) 組合員經濟相談所開設

深刻なる不況に鑑み、左の趣旨に依り、組合員の負債整理を斷行し、自力更生の實現を期する爲め、昭和七年八月十六日經濟相談部を開設し、以來幾多の事件を取扱ひ大に効果を擧ぐるを得たり、左に開設の趣旨を掲げ、將來思出の資料となさんとする。

組合員經濟相談所開設ノ趣旨

今回組合員經濟相談所ヲ、當組合内ニ開設致シマシタ、主トシテ組合員ノ中ニ負債整理ノ必要アル方ガアレバ、其ノ方ノ爲メニ御相談相手ニナルノガ目的デアリマス。

事務ハ夜分取扱フ事ニ致シテ居リマスカラ、御知合ノ組合員中ニ不幸ニシテ負債整理ノ必要ニ迫ラレタ方ガアリマシタラ、御遠慮ナク御申込下サイ、其ノ進ミ方ニ就テ御相談ニ應ジマス。

目下我國ハ、未曾有ノ不況ニ苦シメラレテ居ル一面ニ、國家モ、地方自治體モ、個人モ其ノ大部分ハ、多大ノ債務ヲ負ヒ動キノ取レヌ悲惨ノ状態ニ陥入テ居リマスノデ、最近之レガ救済策ヲ講ズベク、遂ニ臨時議會招集トマデ進ンデ参リマシタ、全ク經濟困難デアツテ此ノマ、ニ押シ進メバ、我が國ハ經濟的滅亡ノ外ハアリマセン、惟フニ斯カル窮狀ニ陥入ツタ原因ハ種々アリマシヨウガ主タルモノハ、

- 一、國民一般ニ華美ノ風ニ流レ、獨立自營ノ意志ヲ喪失シタル事。
- 二、多年負債ノ整理ヲ怠リ、彌縫是レ事トシ、遂ニ首モ廻ラヌ現状ニ立到リシ事。
- 三、多年不況繼續ノ上ニ、複雑ナル經濟關係ニ依リ、世界的不況ノ渦中ニ卷込マレタル事。

以上ノ如キ原因ニ依リ、今日ノ窮狀ニ陥入リタリトセバ、是レガ挽回ハ唯政府ノ救済ニノミ期待シテモ、其ノ根本タル國民多數ガ自力更生ノ意氣ナクシテハ、到底復活スベキモノデハアリマセヌ、其ノ自力更生ノ實現ニハ、先ツ第一ニ自己ノ負債整理ヨリ斷行セネバナラヌノデアリマス、コノ負債整理ニ依テ、從來苦シミツ、アル負債償却ノ方法ヲ樹テ、生活ノ根本改善、新ナル收入ノ途ヲ講ジ、更始一新ノ氣分ヲ以テ前途ノ光明ヲ期待シツ、勇猛ニ各自ノ營業ニ精進スル事ガ出來ル様ニナルノデアリマス、將來伸ピンガ爲メニ、一時屈スルノデ、負債整理ニ依テ起ル處ノ副作用ガ、尊ク且ツ積極的進取ノ氣分ヲ蘇生セシムルノデアリマス、負債整理ハ惡イ事デハナク善キ事デアルトノ信念ノ下ニ斷行スベキデアリマス、斯クシテ國家ハ其ノ基礎單位タル國

民ノ財政整理ト、更始一新ノ澆濁タル元氣トニ依テ、所謂自力更生ノ實現、國家經濟ノ復活興隆ヲ見ル事ガ出來ルノデアリマス。

負債整理ハ其ノ方法如何ニ依リマシテハ、自己ノ信用ヲ保持シ、若クハ反對ニ信用ヲ失墜スルモノデアリマスカラ、其ノ方法ハ正シカラネバナリマセヌ、然ルニ多クノ人ハ苦シマギレニ不正ノ行爲ニ出デ、爲メニ信用ヲ失ヒ再ビ起ツ事ノ出來ナイ様ニナルモノガ多イノデアリマス、是レハ皆整理ノ方針ヲ誤ツタ爲メデアリマスカラ、信用保持ノ爲メニハ公平無私ノ正シキ相談相手ガ必要トナルノデアリマス、此ノ意味ニ於テ當組合ハ他ニ率先シテコノ難事業ヲ企テタノデアリマス、當相談所ノ意ノアル處ヲ御諒承下サイマシテ、組合員中ニ不幸ニシテ其ノ境遇ニアル方ガアリマシタラ御勸メ下サイマシテ、速カニ負債整理ヲ斷行シ、一日モ早ク更生ノ途ヲ開カレン事ヲ希望シテ止マヌ次第デアリマス。

#### 第四章 役員

本組合の役員は理事及監事にして外に總代、評議員あり、而して理事より組合長一名を互選し一切の事務を總理し、組合を代表せり、創立當時は信用評定員を選任し、組合員の信用程度の調査決定をなせしも至難の事なるを以て、昭和二年七月總代會に於て定款を變更し、信用の程度は必要の生じたる場合に於て理事之を調査決定する事に改め、信用評定員を廢し、代ふるに評議員を選ぶ事に變更せり、左に創立以來の理事監事總代の氏名並に勤務年數等一覽表を示さん。

役員勤続年數表 (昭和十一年三月末調査)

理事  
監事

勤続年數	昭和十一年三月末	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	現任別任	氏名
十一年	三月											組合長	小川隆三
十年												退	吉田正一
九年												死	石野源七
八年												退	宮城島猪之吉
七年					四月							死	杉山平太郎
六年												退	杉山作平
五年												退	柴田耕作
四年							六月					退	坂上政治郎
三年												退	
二年												退	
元年												退	
現任別任												退	佐藤九平治

勤続年數	昭和十一年三月末	昭和十年	昭和九年	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	現任別任	氏名
十一年	三月											現	岩本宗作
十年												現	山梨重多
九年												退	杉山徳次郎
八年												退	望月貞作
七年												退	府川平作
六年												退	芝野榮七
五年												退	荒井悠三
四年												退	
三年												退	
二年												退	野田久作
元年												退	
現任別任												退	木村幸藏
現任別任												退	望月房吉



總代當選回数

回数	現任別	氏名	回数	現任別	氏名
四	退	榊原幸吉	一	同	小澤惠作
二	同	望月房吉	二	同	望月和一郎
一	同	伏見順太郎	一	同	小宮好一
五	同	佐津川彌作	一	同	常盤萬吉
一	同	杉山徳次郎	三	同	永長善藏
一	同	佐野和吉	二	同	柴田勝彦
一	退	原田實	一	同	若杉富治郎
三	同	兼岩靜衛	一	同	杉本重吉
五	現	藤下辨太郎	一	同	伏見彦三
三	同	長澤重兵衛	二	同	栗田定吉
一	退	山梨重多	一	退	稻垣善作
一	同	山本量平	二	同	渡邊孝

一	同	出口猪之助	一	同	長島榮吉
二	現	川本安太郎	二	同	石野乙吉
二	退	小川吉太郎	二	同	宮城島武
四	現	西田伊之藏	二	退	柴田隆吉
二	退	原米作	三	同	竹村與吉郎
一	同	高塚龜一	一	現	望月伊作
二	同	竹内福三郎	三	退	水野秀太郎
一	同	市川和男	一	同	西田眞吉
一	退	吉田利之助	一	同	杉本録市
三	現	井柳音吉	二	現	山田本淨
二	退	松口信次郎	一	退	村松新一郎
二	現	石野源七	一	同	望月育太郎
一	退	若杉融平	一	同	坪井實知男
一	同	高田高吉	二	現	橋川光三郎
一	同	坂上政次郎	一	退	山田昌榮

勤続年数	昭和十一年三月	昭和十年三月	昭和九年三月	昭和八年三月	昭和七年三月	昭和六年三月	昭和五年三月	昭和四年三月	昭和三年三月	昭和二年三月	昭和元年三月	氏名
十一年三月	三月										三月	小川篤三
十一年三月	三月										三月	瀧田泰雄
九年三月	三月										四月	加藤清
八年三月	三月										七月	森允良
七年三月	三月									十一月		入屋作次
五年三月	三月											水野よし
五年三月	三月											中野まさ
二年三月	三月											岩品貫一
三年三月	三月											片山保司

職員勤続年数表 (昭和十一年三月調査)

職員の氏名及勤務年数を表記すれば左の如し。

第五章 職員

一	一	一	一	一	二	二	一	二	一	二	一	
同	同	現	退	退	同	現	退	現	退	現	同	
岡村元吉	村松治平	山崎庄十	小野壽一郎	宗熊	北村五兵衛	村越孝吉	角田徳次郎	久保田徳太郎	竹下禮司	高橋卯平	岩崎銀之助	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
同	同	同	同	同	同	同	同	現	退	同	現	
片山藤太郎	丸山常次郎	加藤濱吉	平島平太郎	堀辰吉	荒井榮次郎	鈴木香吉	杉山作平	堀芳太郎	遠藤平壽	遠藤勝太郎	寺田駒吉	



本組合は、大正十五年三月六日創立總會に於て、定款を議定し、設立者として十五名の調印を

(一) 第六章 定 款

三ヶ月年	五ヶ月	六ヶ月	一年	三ヶ月年	七ヶ月	十ヶ月	二ヶ月年	四ヶ月年
二月								
				十一月				
十二月	三月十一月	三月十月	四月五月			九月		
				五月	一月五月	三月	二月	十一月
小池恒太郎	塚本久藏	川本孝一	原川隆	伏見祐作	遠藤啓爾	外岡喜作	原清	

三ヶ月年	四ヶ月年	二年	五ヶ月年	三ヶ月年	六ヶ月	一ヶ月	二ヶ月	一年	三年
						以下退職			
								三月四月	三月
三月									四月
	十月			五月					
七月	七月	一月							
		二月							
			一月						
				九月	四月	三月			
瀧田金作	川本千枝子	井木つる	加藤財針	野田久作	若杉愛吉	大澤初子	瀧浪宣二	宮城島良吉	森下みつ

了し、静岡縣知事に組合設立許可申請をなしたる、創立當時の定款を茲に掲載し、組合變遷の情  
況を知る一助にもと、其の全文を掲ぐる事とせり。

有限責任清水市信用組合定款 (設立當時ノモノ)

第一章 總 則

第一條 本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

- 一、組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ、及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
- 二、組合員ニ對シ、其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ、及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人、若クハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト
- 三、組合員ニ對シ、其ノ産業若クハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ノ爲メ、手形ノ割引ヲ爲シ、又ハ組合ノ區域  
内ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ取扱フコト

第二條 本組合ハ有限責任清水市信用組合ト稱ス

第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本組合ノ區域ハ静岡縣清水市トス、但シ下清水、船越、南矢部、北矢部、村松、宮加三、駒越、増、  
蛇塚ヲ除ク

第五條 本組合ノ事務所ハ、静岡縣清水市江尻四百十六番地ノ三ニ置ク

- 第六條 組合員タル者ハ、本組合ノ区域内ニ居住ヲ有シ、獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限ル
- 第七條 産業組合法ニ基ク公告ハ、本組合ノ揭示場ニ揭示スルモノトス
- 第八條 組合財産ニ對スル組合員ノ權利ハ、其ノ拂込濟出資額ニ應ズルモノトス

第二章 出資及積立金

第九條 組合員ノ有スベキ出資口數ハ、五十口迄トシ一口ノ金額ハ金貳拾圓トス

第十條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金五圓トス

第十一條 第一回後ノ出資拂込ハ、配當スベキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外、出資一口毎ニ毎年四月末及  
九月末迄ニ、金參圓以上宛拂込ムモノトス

第十二條 出資ノ拂込ヲ怠リタル時ハ、期日後一日ニ付其ノ拂込ムベキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵收  
ス

第十三條 準備金ノ額ハ出資總額ノ同額トシ、其額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツル  
モノトス

第十四條 加入金、増口金、過怠金及第六十三條ニ依リ、拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ繰入ル、  
モノトス

第十五條 剩餘金ガ準備金ニ積立ツベキ金額、及組合員ニ配當スベキ金額ヲ控除シテ尙ホ殘餘アルトキハ、特  
別積立金、役員賞與金及翌年度ヘノ繰越金ト爲スコトヲ得

第十六條 特別積立金ハ損失填補ニ充ツルノ外、總代会ノ決議ニ依リ、之ヲ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得  
 第十七條 準備金及特別積立金ハ、信用組合聯合會、產業組合中央金庫、若クハ總代会ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入レ、又ハ之レヲ以テ國債證券、地方債證券、產業債券、貯蓄債券、勸業債券、日本興業銀行ノ債券、北海道拓植銀行ノ債券、農工債券、若クハ總代会ノ承認ヲ經タル社債券ニ買入ル、ノ外、他ニ之ヲ利用スル事ヲ得ズ、但シ總代会ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得  
 第十八條 產業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金ハ、供託、郵便貯金法ニ依ル貯金、若クハ證券保管、又ハ信用組合聯合會ヘノ貯金トシテ之ヲ管理スルモノトス

第三章 組合ノ機關

第十九條 本組合ニ理事七名、監事五名ヲ置ク

理事ハ組合長一名、専務理事一名ヲ互選ス

第二十條 組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス、組合長事故アル時ハ専務理事之ニ代リ、組合長専務理事共ニ事故アル時ハ、理事ノ互選ニ依リ其代理者一名ヲ定ム

専務理事ハ組合長ヲ補佐シ、組合事務ヲ掌理ス

第二十一條 理事ノ任期ハ三箇年トシ、監事ノ任期ハ二箇年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ

補缺選舉ニ依リ、就職シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事又ハ監事ハ任期滿了後ト雖モ、後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ、理事又ハ監事ニ關員ヲ生ジタル時ハ、通常總代会ヲ俟ツコト能ハザル

場合ニ於テハ、臨時總代会ニ於テ補闕選舉ヲナスモノトス

總代会ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタル時ハ、同時ニ其ノ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 本組合ハ產業組合法第三十八條ノ二ニ依リ總代会ヲ設ク

第二十四條 總代ノ員數ハ、組合員五十人以上内毎ニ一人トシ、

左ノ選出區域内ニ於ケル組合員之ヲ互選ス

- 第一區 辻 本 町
- 第二區 辻 烏 崎
- 第三區 江尻本郷、鍛冶町、鑄物師町、傳馬町
- 第四區 江尻七間町、志茂町、仲町、魚町、紺屋町
- 第五區 江尻小芝町、大手町
- 第六區 江 尻 巴 町
- 第七區 入江一丁目、二丁目、新富町、榮町
- 第八區 入江三丁目、元追分
- 第九區 入江岡、上清水、横町、片羽町
- 第十區 清水上町、上二丁目

第十一區 清水本町、袋町、新魚町、元魚町

第十二區 清水仲町、美濃輪町、松井町

第十三區 清水受新田

第十四區 入江受新田、新港町

第十五區 三保

第十六區 折戸

第二十五條 組合員ノ増減ニ依リ總代選出數ニ異動ヲ生ズベキ場合ニ於テモ現在總代ノ任期滿了ニ至ル迄選舉ヲ行ハズ、但シ特別ノ事由アル時ハ此ノ限りニ在ラズ、此場合選舉シタル總代ノ任期ハ、現在總代ノ任期迄トス

第二十六條 本組合ノ理事監事及職員ハ、總代タルコトヲ得ズ

第二十七條 總代選舉ハ各區毎ニ組合員ノ投票ニ依リ、其ノ方法ハ理事ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 總代ノ任期ハ二箇年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ、辭任其ノ他ノ事由ニ依リ總代ニ闕員ヲ生ジタルトキハ、遲滞ナク補缺選舉ヲ爲スモノトス

第二十九條 第二項及第三項、第四十條第三項ノ規定ハ總代ニ之ヲ準用ス

第三十條 總代會ハ通常總代會、及臨時總代會ノ二種トス

通常總代會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總代會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事が必要ト認メタルトキ

二、監事ガ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ

三、理事ノ缺ケタルトキ

四、産業組合法第二十三條ニ依リ、總代會招集ノ請求アリタルトキ

第三十條 總代會ノ招集ハ、少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ總代ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第三十一條 總代會ハ、總代ノ半數以上出席スルニ非ザレバ開會スル事ヲ得ズ、若シ半數ニ充タザル時ハ十日

以內ニ更ニ招集シ出席シタル總代ヲ以テ開會ス

總代會ノ決議ハ、出席シタル總代ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

理事若クハ監事ノ選任、又ハ解任、定款ノ變更、除名ノ決議ハ、總代ノ半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

總代會ニ於テハ急速輕微ノ事項ニ限り、豫メ通知ナキ事項ト雖モ、出席總代四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ議題トナスコトヲ得

第三十二條 總代會ノ議長ハ、組合長之ニ當ル、組合長事故アルトキハ專務理事之ニ當リ、組合長及專務理事共ニ事故アルトキハ、理事ノ互選ニ依ル

監事ノ招集シタル總代會ノ議長ハ、總代會ヲ招集シタル監事之ニ當ル、其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總代會ニ於テ必要ト認メタル時ハ、出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第三十三條 總代ハ二人ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得

第三十四條 總代會ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ日時場所會議ノ顛末、及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス  
決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上、之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十五條 總代會ノ議事ニ關スル細則ハ、總代會ニ於テ之ヲ定ム

第三十六條 解散又ハ合併ノ決議ヲ爲サントスルトキハ、總會ヲ招集ス

前項ノ場合ハ、組合員半數以上出席シ、其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

總代會ニ關スル規定ハ、總會ニ之ヲ準用ス、但シ組合員八十人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第三十七條 本組合ニ信用評定委員十名ヲ置キ、總代會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ、貳箇年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ

第三十八條 信用評定委員ハ、何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及解任ニ關シテハ、理事及監事ノ例ニ依ル

第三十九條 信用評定委員ハ、毎年一回一月定會ヲ開キ、組合員ノ信用ヲ評定シ、信用程度表ヲ作成ス

第四十條 理事及監事及信用評定委員ハ、名譽職トス

理事監事及信用評定委員ニハ、總代會ノ決議ニ依リ、報酬手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

理事監事及信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第四十一條 本組合ハ理事ノ推薦ニ依リ、顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ本組合ノ事業ニ關シ、理事ノ諮問ニ答ヘ、且ツ意見ヲ開陳スルモノトス

第四十二條 本組合ニ書記若干名ヲ置キ理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ命ヲ承ケ、庶務ニ從事ス

#### 第四章 事業ノ執行

第四十三條 本組合ノ事業年度ハ、毎年一月一日ニ始まり、十二月三十一日ニ終ル

第四十四條 組合員ヨリ貸付ノ請求アリタルトキハ、理事ハ信用程度表、及貸付金ノ用途ヲ考査シ、其ノ金額及貸付ノ方法ヲ定ムルモノトス

第四十五條 理事貸付ヲナス場合ニ於テハ、組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ、又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ要ス

第四十六條 貸付金ノ辨濟期限ハ、一箇年以内ニ於テ之ヲ定ム、但シ特別ノ事由アル時ハ、二箇年以内ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第四十七條 貸付金ノ辨濟ニ付テノ遅延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第四十八條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ、貸付ノ目的ニ反スルモノト認ムルトキハ、期限前ト雖モ、辨

濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十九條 手形ノ割引ニ付テハ、第四十四條乃至第四十七條ノ規定ヲ準用ス、但シ割引期間ハ三箇月以内ニ於テ之ヲ定ム

第五十條 貯金ノ取扱ハ一回金拾錢以上トス

貯金ノ利息ハ毎年特別ノ契約ヲ爲スモノ、外、毎年五月末及十一月末ノ兩度ニ於テ、之ヲ元本ニ組入ル、モ  
ノトス

第五十一條 貸付金ノ利率、手形割引ノ歩合及貯金ノ利率ハ、左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム

一、貸付金ニ付テハ年一割二分以下

二、手形割引ニ付テハ日歩參錢五厘以下

三、貯金ニ付テハ年八分以下

第五十二條 組合ノ餘裕金ハ信用組合聯合會、産業組合中央金庫、郵便局又ハ總代會ノ承認ヲ經タル銀行ノ外  
他ニ之ヲ預ケ入ル、コトヲ得ズ

第五十三條 事業執行ニ關スル細則ハ、理事之ヲ定ム

### 第五章 剩餘金處分並損失ノ填補及分擔

第五十四條 剩餘金ハ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シタル後ニ非ザレバ、之ヲ處分スルコトヲ得ズ  
剩餘金ノ配當ハ、拂込濟出資額ニ應ジ、其ノ率ハ年八分以下トス

第五十五條 損失ノ填補ハ、先ツ特別積立金ヲ以テシ、次ニ準備金ヲ以テス

第五十六條 第一條第三號ノ貯金ニ關スル債務ニ付テハ、各理事連帶シテ其ノ責ニ任ズ

### 第六章 加入及脱退

第五十七條 組合ニ加入セントスルトキハ、申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ、其ノ旨加入者ニ通知シ、加入金並出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後  
組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

加入金ノ額ハ、第一年度ハ之ヲ徴收セズ、爾後ハ毎年通常總代會ニ於テ、組合財産ノ増減ニ應ジ之ヲ定ム

第五十八條 組合員ガ出資ノ増口ヲ爲サントスルトキハ、前條ノ規定ヲ準用ス、此ノ場合ニ於テ徴スベキ増口  
金ハ、前條ノ加入金ト同額トス

第五十九條 持分ヲ讓渡サムトスル場合ニ於テハ、理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

持分ヲ讓受ムントスル者ガ組合員ニ非ザルトキハ、出資拂込ヲ爲サシメザルノ外、第五十七條ノ規定ヲ準用  
ス

前項ノ場合ニ於ケル加入金ハ金貳拾錢トス

第六十條 組合員ガ脱退セントスルトキハ、其ノ事業年度末六箇月前ニ、其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第六十一條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人ガ、遲滞ナク加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ、組合ハ被相續  
人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サズシテ、之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ、義務ヲ負フモノト看做ス、但

シ此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ徴セズ

第六十二條 組合員ガ左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ、總代會ノ決議ニ依リ除名ス

一、出資ノ拂込、過怠金ノ納付、貸付金ノ辨濟利息ノ支拂、又ハ手形債務ノ履行ヲ怠リ、一箇月以内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ

二、組合ノ事業ヲ妨グル行爲アリタルトキ

三、犯罪其ノ他ノ行爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第六十三條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ、其ノ拂込済出資額ニ止ムルモノトス

但シ死亡、禁治産、區域外ニ轉住、其ノ他總代會ニ於テ己ムヲ得ザルモノト認メタル事由ニ因リ脱退シタル組合員ニハ、持分ノ全部ヲ拂戻スモノトス

第七章 解 散

第六十四條 本組合解散シタルトキハ、理事其ノ清算人ト爲ル

第八章 附 則

第六十五條 本組合設立當時ノ理事及監事ヲ定ムルコト左ノ如シ、但シ第一回通常總代會ニ於テ之ヲ改選ス

静岡縣清水市入江受新田二十二番地ノ二  
商業 理事 小 川 隆 三

商業	静岡縣清水市辻千五百四十八番地
商業	同 理事 坂 上 政 次 郎
商業	同 縣同 市江尻十八番地
農業	同 理事 佐 藤 九 平 治
商業	同 縣同 市江尻五百三十二番地
商業	同 理事 荒 井 悠 三
商業	同 縣同 市上清水六十四番地
商業	同 理事 吉 田 正 一
商業	同 縣同 市清水三百三十四番地
商業	同 理事 石 野 源 七
農業	同 縣同 市三保三百二十九番地
農業	同 理事 宮 城 島 猪 之 吉
商業	同 縣同 市辻六百六十三番地
商業	同 監事 杉 山 平 太 郎
農業	同 縣同 市元道分三十七番地
農業	同 監事 府 川 平 作

商業	同縣同	市清水六百六十四番地
監事	芝野榮七	
商業	同縣同	市清水二百七番地
監事	杉山作平	
商業	同縣同	市折戸七百二十九番地
監事	柴田耕作	

以上

右の通り議定したる定款も、時勢の進運に順應し、且つ組合事業の發展に伴ひ事業遂行上改善を要する點續出し、定款變更の必要を感じる毎に、通常總代會又は臨時總代會に於て、數次に亘り其の一部を變更し來たり、左に掲げたるは本組合現行の定款なり。

**有限責任清水市信用組合定款**

**第一章 總 則**

- 第一條 本組合ハ、左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス
- 一、組合員ニ産業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ、及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
- 二、組合員ニ對シ、其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ、及組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利ヲ目的トセザル法人、若クハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト

- 三、組合員ニ對シ其ノ産業、若クハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ノ爲メ、手形ノ割引ヲ爲シ、又ハ組合ノ區域内ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ取扱フコト
- 第二條 本組合ハ有限責任清水市信用組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ組織ハ有限責任トス
- 第四條 本組合ノ區域ハ、静岡縣清水市トス、但、船越、南矢部、北矢部、村松、宮加三、駒越、増、蛇塚ヲ除ク
- 第五條 本組合ハ主タル事務所ヲ、静岡縣清水市辻一千二百五十八番地ニ置キ、從タル事務所ヲ左ノ場所ニ置ク
- 清水市清水三百五十九番地
- 清水市江尻六百五十二番地ノ三ノ一
- 清水市三保町三千四百九十四番地
- 第六條 組合員タル者ハ、本組合ノ區域内ニ住所ヲ有シ、獨立ノ生計ヲ營ムモノニ限ル
- 第七條 産業組合法ニ基ク公告ハ、本組合ノ揭示場ニ三日間揭示シ、且ツ静岡新報ニ掲載スルモノトス
- 第八條 本組合ノ財産ニ對スル組合員ノ持分ハ、左ノ如ク之ヲ定ム
- 一、出資金ニ對シテハ、出資額ニ應ジ之ヲ算定ス
- 二、準備金及其ノ他ノ財産ニ對シテハ、解散當時ノ組合員ニ限り持分ヲ有シ、其ノ權利ハ拂込濟出資額ニ應



ズルモノトス

## 第二章 出資及積立金

第九條 組合員ノ有スベキ出資口數ハ、五十口迄トシ、一口ノ金額ハ金貳拾圓トス

第十條 出資第一回ノ拂込金額ハ、一口ニ付金五圓トス

第十一條 第一回後ノ出資拂込ハ、配當スベキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外、出資一口毎ニ毎月末日迄ニ金壹圓以上宛拂込ムモノトス

第十二條 出資ノ拂込ヲ怠リタル時ハ、期日後一日ニ付、其ノ拂込ムベキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵收ス

第十三條 準備金ノ額ハ、出資總額ノ同額トシ、其ノ額ニ達スル迄、毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十四條 加入金、増口金、過怠金及第六十三條ニ依リ拂戻ヲ爲シタル持分ノ殘額ハ、之ヲ準備金ニ繰入ル、モノトス

第十五條 剩餘金ガ準備金ニ積立ツベキ金額、及組合員ニ配當スベキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ、特別積立金、共濟積立金、役員退職給與積立金、役員賞與金及翌年度ヘノ繰越金ト爲スコトヲ得

第十六條 特別積立金ハ、損失填補ニ充ツルノ外總代會ノ決議ニ依リ、之ヲ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得共濟積立金ハ總代會ノ決議ニヨリ、公益、慈善、教育等ノ事業ニ支出スルモノトス

役員退職給與積立金ハ總代會ノ決議ヲ經タル規程ニ依リ之ヲ支出スルモノトス

第十七條 準備金及特別積立金、共濟積立金並ニ役員退職給與積立金ハ、信用組合聯合會、產業組合中央金庫、株式會社日本勸業銀行若クハ總代會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入レ、又ハ之ヲ以テ國債證券、地方債證券、產業債券、貯蓄債券、勸業債券、日本興業銀行ノ債券、北海道拓殖銀行ノ債券、農工債券若クハ總代會ノ承認ヲ經タル社債券ヲ買入ル、外、他ニ之ヲ利用スル事ヲ得ズ、但シ總代會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融通スルコトヲ得

第十八條 產業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金ハ、供託、郵便貯金法ニ依ル貯金、若クハ證券保管又ハ信用組合聯合會ヘノ貯金トシテ之ヲ保管ス

## 第三章 組合ノ機關

第十九條 本組合ニ理事九名、監事五名ヲ置ク

理事ハ組合長一名、専務理事一名、常務理事二名ヲ互選ス

第二十條 組合長ハ事務ヲ總理シ、組合ヲ代表ス、組合長事故アル時ハ専務理事及、常務理事ノ互選ニ依ル一人ニ代リ、組合長専務理事、常務理事共ニ事故アル時ハ、理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム  
専務理事及常務理事ハ、組合長ヲ補佐シ組合事務ヲ掌理ス

第二十一條 理事ノ任期ハ三箇年トシ、監事ノ任期ハ二箇年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ  
補缺選舉ニ依リ就職シタル理事、又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

理事又ハ監事ハ任期滿了後ト雖モ、後任者ノ就職スル迄、仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ、理事又ハ監事ニ關員ヲ生シタルトキハ、通常總代會ヲ俟ツコト能ハザ

ル場合ニ於テハ、臨時總代會ニ於テ補關選舉ヲナスモノトス

總代會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタル時ハ、同時ニ其ノ補關選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條 本組合ハ產業組合法第三十八條ノ二ニ依リ總代會ヲ設ク

第二十四條 總代ノ員數ハ、組合員五十人以上毎ニ一人トシ、左ノ選出區域内ニ於ケル組合員之ヲ互選ス

第一區 辻第一區、旭町、相生町、第二區

第二區 辻第三區、第四區

第三區 辻第五區

第四區 辻第六區、第七區

第五區 江尻本郷、鍛冶町、鑄物師町

第六區 江尻傳馬町

第七區 江尻七軒町、志茂町

第八區 江尻仲町、紺屋町

第九區 江尻魚町

第十區 江尻小芝町一、二、三丁目

第十一區 江尻大手町

第十二區 江尻巴町

第十三區 入江一丁目、新富町、榮町

第十四區 入江二丁目、三丁目

第十五區 元追分

第十六區 入江岡

第十七區 上清水

第十八區 横町、片羽町

第十九區 清水上町

第二十區 清水二丁目

第二十一區 清水本町、袋町、新魚町

第二十二區 清水本魚町、仲町

第二十三區 清水美濃輪町、松井町

第二十四區 港町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、富士見町一丁目、同二丁目、日ノ出町一

丁目、同二丁目、築地町一丁目、同二丁目、同三丁目

第二十五區 萬世町一丁目、同二丁目、松原町一丁目、同二丁目、同三丁目、入船町一丁目、同二丁

目、同三丁目、新港町

第二十六區 三保第一區

第二十七區 三保第二區

第二十八區 三保第三區

第二十九區 三保第四區

第三十區 宮方、塚間

第三十一區 折 戸

第三十二區 下 清 水

七六

第二十五條 組合員ノ増減ニ依リ、總代選出數ニ異動ヲ生ズベキ場合ニ於テモ、現在總代ノ任期滿了ニ至ル迄選舉ヲ行ハズ、但シ特別ノ事由アル時ハ此ノ限りニ在ラズ、此場合選舉シタル總代ノ任期ハ現在總代ノ任期迄トス

第二十六條 本組合ノ理事監事及職員ハ總代タルコトヲ得ズ

第二十七條 總代選舉ハ各區毎ニ組合ノ投票ニ依リ、其ノ方法ハ理事ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 總代ノ任期ハ三ケ年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ、辭任其ノ他ノ事由ニ依リ、總代ニ關員ヲ生ジタルトキハ、遲滞ナク補缺選舉ヲ爲スモノトス

第二十一條第二項及第三項、第四十條第三項ノ規定ハ總代ニ之ヲ準用ス

第二十八條ノ二 總代ハ、其ノ選出區域内ニ於ケル組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ、何時ニテモ解任スルコトヲ得

第二十二條第二項ノ規定ハ、前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十九條 總代會ハ通常總代會、及臨時總會ノ二種トス

通常總代會ハ毎年一回一月之ヲ開ク

臨時總代會ハ、左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事ガ必要ト認メタル時

二、監事ガ産業組合法第三十四條ニ依リ、必要ト認メタル時

三、理事ノ缺ケタル時

四、産業組合法第二十三條ニ依リ、總代會招集ノ請求アリタル時

第三十條 總代會ノ招集ハ、少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ、總代ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ、招集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第三十一條 總代會ハ、總代ノ半數以上出席スルニ非ザレバ開會スル事ヲ得ズ、若シ半數ニ充タザル時ハ、十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル總代ヲ以テ開會ス

總代會ノ決議ハ、出席シタル總代ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

理事若クハ監事ノ選任又ハ解任、定款ノ變更、除名ノ決議ハ、總代ノ半數以上出席シ、其ノ四分ノ三以上ノ

七七

同意アルコトヲ要ス

總代会ニ於テハ急速輕微ノ事項ニ限り、豫メ通知ナキ事項ト雖モ、出席總代四分ノ三以上ノ同意ヲ得テ議題ト爲スコトヲ得

第三十二條 總代会ノ議長ハ、組合長之ニ當ル、組合長事故アルトキハ專務理事、若クハ常務理事之ニ當リ組合長及專務理事常務理事共ニ事故アル時ハ理事ノ互選ニ依ル

監事ノ招集シタル總代会ノ議長ハ、總代会ヲ招集シタル監事之ニ當ル、其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總代会ニ於テ必要ト認メタル時ハ、出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第三十三條 總代ハ二人ヲ代理シテ、議決權ヲ行フコトヲ得

第三十四條 總代会ニ於テハ、決議録ヲ作り開會ノ日時、場所、會議ノ顛末、及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上、之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第三十五條 總代会ノ議事ニ關スル細則ハ、總代会ニ於テ之ヲ定ム

第三十六條 解散又ハ合併ノ決議ヲ爲サントスル時ハ、總會ヲ招集ス

前項ノ場合ハ、組合員ノ半數以上出席シ、其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

總代会ニ關スル規定ハ、總會ニ之ヲ準用ス、但シ組合員八十人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ズ

第三十七條 本組合ニ評議員若干名ヲ置キ、組合員中ヨリ總代会之ヲ選任ス

第三十八條 評議員ノ任期ハ滿二ケ年トス、但シ再選ヲ妨ゲズ

第三十九條 評議員ハ組合員ノ信用調査ニ關シ、理事ノ諮問ニ答ヘ意見ヲ陳ブルモノトス

第四十條 理事、監事及評議員ハ、名譽職トス、但シ專務理事、及常務理事ハ有給トス、理事、監事及評議員ニハ總代会ノ決議ニ依リ、報酬手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

理事監事及評議員ハ、正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第四十一條 本組合ハ理事ノ推薦ニ依リ、顧問若干名ヲ置ク

顧問ハ本組合ノ事業ニ關シ、理事ノ諮問ニ答ヘ且ツ意見ヲ開陳スルモノトス

第四十二條 本組合ニ書記若干名ヲ置キ、理事之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ命ヲ受ケ、庶務ニ従事ス

#### 第四章 事業ノ執行

第四十三條 本組合ノ事業年度ハ、毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第四十四條 組合員ヨリ貸付ノ請求アリタルトキハ、理事ハ信用及貸付金ノ用途ヲ考查シ、其ノ金額及貸付ノ方法ヲ定ムルモノトス

第四十五條 理事貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ、保證人ヲ立テシメ、又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ要ス

第四十六條 貸付金ノ辨濟期限ハ、五ケ年以内ニ於テ之ヲ定メ、据置期間ヲ設クルコトヲ得、但シ事情止ムヲ

得ザルモノニ對シテハ、十ヶ年迄延長スルコトヲ得

第四十七條 貸付金ノ辨濟ニ付テハ、遅延利息ハ金壹百圓ニ付日歩金五錢以内トス

第四十八條 理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ監査シ、貸付ノ目的ニ反スルモノト認ムルトキハ、期限前ト雖モ辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十九條 手形ノ割引ニ付テハ、第四十四條乃至第四十七條ノ規定ヲ準用ス、但シ割引期間ハ三箇月以内ニ於テ之ヲ定ム

第五十條 貯金ノ取扱ハ一回金拾錢以上トス

貯金ノ利息ハ、毎年特別ノ契約ヲ爲スモノ、外、毎年五月末及十一月末ノ兩度ニ於テ、之ヲ元本ニ組入ル、モノトス

第五十一條 貸付金ノ利率、手形割引ノ歩合、及貯金ノ利率ハ、左ノ制限内ニ於テ理事之ヲ定ム

一、貸付金ニ付テハ年一割二分以下

二、手形割引ニ付テハ日歩三錢五厘以下

三、貯金ニ付テハ年八分以下

第五十二條 組合ノ餘裕金ハ、信用組合聯合會、産業組合中央金庫、株式會社日本勸業銀行、郵便局、又ハ總代會ノ承認ヲ經タル銀行ノ外他ニ之ヲ預入ル、コトヲ得ズ

第五十三條 事業執行ニ關スル細則ハ、理事之ヲ定ム

## 第五章 剩餘金處分並損失ノ填補及分擔

第五十四條 剩餘金ハ、準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シタル後ニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

剩餘金ノ配當ハ拂込済出資額ニ應ジ、其ノ率ハ年六分以下トス

第五十五條 損失ノ填補ハ、先ヅ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第五十六條 第一條第三號ノ貯金ニ關スル債務ニ付テハ、各理事連帶シテ其ノ責ニ任ズ

前項ノ場合ニ於ケル分擔ハ、各理事ノ出資金額ニ應ズルモノトス、退任シタル理事ノ分擔ノ割合亦同ジ

## 第六章 加入及脱退

第五十七條 組合ニ加入セントスル時ハ、申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタル時ハ、其ノ旨加入者ニ通知シ、加入金並出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後、組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

加入金ハ壹口ニ付金貳拾錢ト定ム

第五十八條 組合員が出資ノ増口ヲ爲サントスルトキハ、前條ノ規定ヲ準用ス、此ノ場合ニ於テ徵スベキ増口金ハ前條ノ加入金ト同額トス

第五十九條 持分ヲ讓渡サントスル場合ニ於テハ、理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

持分ヲ讓受ケントスル者ガ組合員ニ非ザル時ハ、出資拂込ヲ爲サシメザルノ外、第五十七條ノ規定ヲ準用ス  
前項ノ場合ニ於ケル加入金ハ金貳拾錢トス

第六十條 組合員が脱退セントスル時ハ、其ノ事業年度末六箇月前ニ、其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス  
 第六十一條 死亡ニ因リ脱退シタル組合員ノ相續人ガ、遲滞ナク加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ、組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲナサズシテ、之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ、義務ヲ負フモノト看做ス、但シ此ノ場合ニ於テハ加入金ヲ徴セズ

第六十二條 組合員ガ左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ、總代会ノ決議ニ依リ除名ス

- 一、出資ノ拂込、過怠金ノ納付、貸付金ノ辨濟、利息ノ支拂又ハ手形債務ノ履行ヲ怠リ、一箇月以内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ

- 二、組合事業ヲ妨グル行爲アリタルトキ

- 三、犯罪其ノ他ノ行爲ニ依リ、信用ヲ失ヒタルトキ

第六十三條 組合員脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込済出資額以内ニ於テ、毎年總代会ノ決議ヲ經テ之ヲ決定ス

### 第七章 解 散

第六十四條 本組合解散シタルトキハ、理事其ノ清算人ト爲ル

以上

### 第七章 諸 規 定

#### 目 録

- 一、事業執行細則
  - 二、會議細則
  - 三、福德貯金ニ對スル貸付規定
  - 四、實費辨償支給規定
  - 五、利用貯金規定
  - 六、役職員退職給與金支給規定
  - 七、更新會員貯金貸付規定
  - 八、簡易貯金並ニ貸付金規定
  - 九、一泊旅行招待規定
  - 十、達摩貯金規定
  - 十一、震災家屋修繕貯金貸出規定
  - 十二、十週年紀念「家の光」貯金規定
- 以上

事業執行細則

第一章 總 則

第一條 本組合ノ事務ハ、組合長ノ決裁ニヨリ之ヲ執行ス、組合長事故アル時ハ、專務理事若クハ常務理事之ヲ執行ス

第二條 組合長、ハ左ノ事項ニ付テハ理事會ノ協議ヲ經テ之ヲ執行ス

一、總代會招集及議案

一、貯金及貸付金ノ利率

一、貯金方法ノ設定

一、借入金但シ當座運用資金借入ノ場合ハ此ノ限りニアラズ

一、書記ノ任免

一、餘裕金運用方法

一、不動産及有價證券ノ買入、賣却

第三條 主事ハ組合長及專務理事、並ニ常務理事ノ指圖ニ依リ、一切ノ事務ヲ監督處理スベシ

第四條 理事會ニ於ケル決議ノ要旨ハ、會議錄ニ記載シ出席者署名スベシ

第五條 完了文書ハ類別ニシテ整理保存スベシ

第六條 一切ノ文書ハ理事ノ許可ナクシテ之ヲ他ニ示シ、又ハ非常ノ場合ノ外、斷ジテ事務所外ニ搬出スベカラズ

第二章 計 算

第七條 本組合ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一、日 記 帳

一、預 金 臺 帳 (預金種類ニ依リ區別シテ之ヲ備フ)

一、組合員名簿

一、所有物品臺帳

一、貸付金臺帳 (但貸付金ノ種類ニ依リ區別シテ之ヲ備フ)

一、出資券臺帳

一、勘 定 元 帳

一、借 入 金 臺 帳

一、支拂準備金臺帳

一、消耗品臺帳

一、割引手形記入帳

一、貯 金 臺 帳 (但シ貯金ノ種類ニ依リ區別シテ之ヲ備フ)

第八條 事務所ノ經費ハ、組合長ノ決裁ヲ經テ支拂フモノトス

第九條 現金並ニ證書類ハ、毎日事務ノ終ニ關係帳簿ニ照合ノ上、組合長之ヲ保管ス

第十條 資金ニ餘裕ヲ生ジタルトキハ定款ノ規定ニ從ヒ、其有利ナル所ニ預ケ入ル、モノトス

第三章 給 與

第十一條 主事書記以下給仕ニ支給スベキ俸給額ハ、左ノ範圍ニ依ル

- 一、主事及書記 月俸金三十圓以上金百二十圓迄
- 一、書記補及事務見習 月俸金拾五圓以上金三十圓迄
- 一、使丁、給仕 月俸金十圓以上金五十圓迄
- 第十二條 夜間居残り執務スル者ニハ、賄料ヲ支給ス、其金額ハ組合長適宜之ヲ定ム
- 第十三條 月俸支給ノ書記以下給仕、病氣缺勤二ヶ月ヲ越へ、若クハ私事ノ爲メ半月以上缺勤シタル時ハ、俸給ヲ減ズ
- 第十四條 組合員ヲ募集シタル者ニ對シテハ、出資金一口ニ付金十錢ヲ手数料トシテ支給ス
- 第十五條 福德貯金ヲ勧誘契約シタル者ニ對シテハ、滿期拂渡金高金壹千圓ニ付金壹圓五拾錢ヲ支給ス
- 第十六條 理事監事書記、其ノ他事務ノ爲メ旅行スル時ハ左ノ旅費ヲ支給ス

名稱	種別	日	當	宿	泊	料	汽船	汽車	一哩ニ付	車馬	一里ニ付
理事 監事 主事	三	圓	五	圓	二	等	六	十	錢		
書記 其他	二	圓	四	圓	三	等	四	十五	錢		

但シ組合區域内及三里未滿ハ、實費ヲ支給ス、宿泊セザル時ノ日當ハ、理事監事主事二圓書記貳圓トス  
 第十七條 前條規定額ニテ支辨シ難キ特別ノ場合ハ、實費ヲ審査シ相當増給スルコトアルベシ

#### 第四章 資 金

- 第十八條 貯金ノ種類ヲ普通貯金、當座貯金、定期貯金、別段貯金、福德貯金、割引貯金、利用貯金トス
- 第十九條 貯金者ニハ通帳ヲ交付シ、預ケ入、拂戻アル毎ニ通帳ヲ以テ之ヲ爲ス  
但シ當座貯金ハ小切手ヲ以テ拂渡ヲナスコトヲ得
- 第二十條 貯金ノ利率ハ、理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ事務所内ニ揭示ス、變更アリタルトキ亦同シ
- 第二十一條 貯金主ハ豫メ其貯金拂戻ノ時、領收證ニ押捺スベキ印鑑ヲ提示スベシ
- 第二十二條 貯金拂戻ノ時、當初提示ノ印鑑ニ符合スルトキハ、代理人ニテモ現金ヲ交付スベシ
- 第二十三條 貯金通帳紛失シタルトキハ、直チニ本組合ヘ通知セシムベシ、此ノ場合保證人ヲ立テ通帳ヲ請求セシムベシ

#### 第五章 借 入 金

第二十四條 借入金ヲ爲サントスルトキハ、總代會ニ於テ決議シタル金額ノ範圍内ニ於テ、組合長之ヲ行フ

#### 第六章 貸 付 及 割 引

- 第二十五條 貸付金ノ辨濟期限ハ一ヶ年以内トス、但シ特別ノ事情アルモノニ限り、五ヶ年迄之ヲ延期スルコトヲ得
- 第二十六條 手形貸付、及割引手形ハ期限ヲ九十日以内トス
- 第二十七條 信用貸付ハ其程度ヲ出資金ノ五倍以内ニ止メ、確實ナル保證人ヲ要ス



第二十八條 擔保貸付ハ其時價ヲ調査シ、不動産ニアリテハ時價ノ十分ノ六以内、公債債券ハ十分ノ八以内電  
話株式其ノ他ハ、十分ノ七以内ニ於テ之ヲ定ム

第二十九條 手形割引ハ豫メ其ノ限度ヲ定メ、保證人二名ノ連署ヲ以テ契約ヲナシ、其ノ範圍内ニ於テ割引ヲ  
ナスモノトス、但シ其ノ限度ハ、出資金ノ十倍以内トス

第三十條 證書貸付ハ、信用擔保何レモ貸付金額、若クハ金額以上ノ利用貯金ヲ契約スルコトヲ要ス

第三十一條 福德貯金ニ對シ貸付ヲナス場合ハ、別ニ定メタル規定ニ依ル

第三十二條 借入金證書ニ要スル印紙稅、及抵當權設定登記ニ要スル登録稅、其ノ他必要ナル費用ハ債務者ノ  
負擔タルベシ

第三十三條 貸付金ノ利息ハ、元金返濟期限ニ拘ラズ、毎年六月末日、十二月末日迄ニ、其ノ事業年度内ニ屬  
スル利子ヲ納付スルヲ要ス

### 第七章 執 務

第三十四條 大祭祝日、日曜日並ニ組合紀念日(三月六日)組合事業開始日(五月五日)ハ休業トス

第三十五條 執務時間ヲ定ムルコト左ノ如シ

自四月一日午前八時半開始 午後四時閉鎖

自九月二十日 午後四時閉鎖

自十月一日午前九時開始 午後四時閉鎖

至三月卅一日 但シ土曜日ハ正午限り閉鎖ス

### 第八章 服 務

第三十六條 出勤シタルトキハ直チニ出勤簿ニ調印ヲナシ、遅刻シタルトキハ其ノ理由ヲ記入スベシ

第三十七條 病氣其ノ他ノ事故ニヨリ缺勤シタル時ハ、其ノ事由ヲ届出ズベシ

第三十八條 事務繁劇ノ際ハ、理事ノ命ニ依リ時間外執務ヲナスモノトス

第三十九條 業務上ノ用件ニテ出張ヲ要スル場合ハ、理事之ヲ命ズ、出張先ニ於テ疾病ニ罹リ用務ヲナスコト  
能ハザル場合ハ、直チニ其ノ旨理事ニ報告スベシ、出張中取扱ヒタル事務ノ顛末ハ、歸所直ニ報告スベシ

第四十條 事務員自己ノ所爲ニ依リ、組合ニ損害ヲ及ボシタル場合ハ、本人ノ過失ト故意ナルトヲ問ハズ必ズ  
之ヲ辨償スルモノトス

第四十一條 轉務又ハ退職ノ場合ハ、三日以内ニ未濟書類ノ處理ヲナシ、其ノ目錄ト共ニ一切ノ書類ヲ理事ノ  
檢閲ヲ經テ之レヲ後任者ニ引繼グモノトス

第四十二條 事務員ハ誓約書ヲ提出シ、確實ナル身元引受人ノ調印ヲ要ス

退職ノ場合ハ、誓約書ハ其ノ儘預リ置キ、本人退職後一ケ年ヲ以テ、其ノ責任ヲ解除ス

第四十三條 事務員ハ毎月俸給ノ内ヨリ、相當ノ額ヲ貯金スルモノトス

### 第九章 慶 吊

第四十四條 理事、監事、事務員ノ家庭ニ婚禮、入營等ノ慶事及不幸アリタルトキハ、祝儀及香奠ヲ贈ルモノ  
トス

但シ其ノ程度ハ理事適宜之ヲ決定ス

第四十五條 本組合員死亡シタル時ハ、香奠ヲ贈リ弔意ヲ表スルモノトス

第十章 附 則

第四十六條 本細則ノ改正ハ理事及監事ノ協議ヲ經ルモノトス

會議 細 則 (大正十五年五月一日規定)

第一條 總代ノ席次ハ到着順トス、但シ時宜ニ依リ組合長適宜之ヲ定ムルコトアルベシ

第二條 選舉ハ投票ヲ以テ之ヲ行フ、但シ決議ニ依リ、議長ノ指名推薦ニ依ルコトヲ得

第三條 議長ハ會議ノ開閉ヲ掌ドリ、併テ議場ヲ整理スベシ

第四條 會議ヲ開クトキハ、議長ハ議案ノ説明ヲ爲スモノトス、但シ他ノ理事ヲシテ之レニ代ラシムル事ヲ得

第五條 會議ハ第一讀會、第二讀會、第三讀會ノ三會ニ區別シ、第一讀會ニ於テハ總體議、第二讀會ニハ逐條議、第三讀會ハ確定議トス

第六條 總代發言セントスル時ハ、議長ト呼ビ自己ノ氏名ヲ呼ブベシ、若シ同時ニ二名以上議長ト呼ブトキハ議長ハ其ノ一名ヲシテ發言セシムベシ

第七條 動議ハ二名以上ノ賛成者ヲ得テ、其ノ案ヲ備ヘ議長ニ提出シ、又ハ口頭ヲ以テ陳述スベシ

第八條 動議ノ議題トナリタルトキハ、其ノ賛成者ノ同意ヲ經ルニ非ザレバ、發議者ニ於テ撤回スル事ヲ得ズ

第九條 採否ハ起立ヲ以テ之ヲ定ム、時宜ニ依リ舉手記名、若クハ無記名投票ニ依リ定ムルコトヲ得

第十條 修正說ハ原案ニ先チ可否ヲ決ス、若シ數多ノ修正說アルトキハ最モ原案ニ異ナルモノヲ先ニシ、其ノ前後ニ論アルトキハ、會議ニ問ヒ之ヲ定ム

第十一條 會議ノ決議ハ、定款規定以外ノ事項ニ付テハ過半數ニ依リ決スト雖モ、原案及修正說トモ過半數ニ充ザルトキハ、再議ニ付シ、猶ホ過半數ニ充タザルトキハ原案ニ決ス

第十二條 組合員ハ五名以上ノ同意者ヲ得テ、總代会ニ建議スルコトヲ得

第十三條 會議録ハ書記之ヲ作り、會議ノ顛末ヲ記載シ、議長及出席總代二名以上署名捺印スルモノトス

第十四條 總代ハ互ニ私語シ、又ハ喧噪ニ涉リ、議事ヲ妨グル舉動ヲ爲スコトヲ得ズ

第十五條 本則ニ規定ナキモノハ、普通會議法ニ依ル

第十六條 本則ハ總代会ニ於テ、出席總代三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレバ、變更スルコトヲ得ズ以上

福德貯金ニ對スル貸付規定 (昭和二年六月二十五日規定)

福德貯金ヲナスモノ借入ノ申込アル時ハ、左ノ規定ニ依リ貸付ヲナスモノトス

一、組合員ニアラザル者ハ必ズ組合員ニ加入セシムル事

二、貸付金額ハ、左ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム

甲 (三ヶ年掛) 一ヶ年以上掛ケ續ケタル者ニ對シ 契約金十分ノ五

一ヶ年半以上 同 十分ノ七

乙 (五ヶ年掛)	二ヶ年以上	同	全額
	一ヶ年以上	同	十分ノ三
	二ヶ年以上	同	十分ノ五
	三ヶ年以上	同	十分ノ八
	四ヶ年以上	同	全額

- 三、貸付金ハ貯金満期日以内ヲ以テ、返済期限トス
- 四、借入ノ申込ニ對シテハ、必ず二名ノ保證人ヲ要スル事
- 五、借入ノ申込アル時ハ貯金通帳ヲ徴シ「讓渡質入ヲ禁ズル旨」記入シ、且ツ借入金償還ニ至ル迄ハ他ニ讓渡又ハ質入ヲナササルハ勿論、必ず満期迄貯金繼續ノ承諾書ヲ徴スル事
- 六、利子ハ年壹割ト定ム

費辦償支給規 (昭和三年九月十日規定)

- 一、理事、監事ニ對シ、役員會及其ノ他ノ會議ニ出席シタル時ハ、左ノ實費ヲ支給ス  
金 貳圓也
- 二、總代並ニ評議員ニ對シ、會議ニ出席シタル時ハ、左ノ實費ヲ支給ス  
金 貳圓也

附 則

本規定ハ昭和四年一月一日ヨリ實施ス  
以上

利用貯金規定 (昭和四年五月二十七日規定)

- 一、證書貸付(信用、擔保共)ヲナス場合ハ、必ず同額ノ利用貯金ヲ契約セシム
- 一、本貯金ハ貸付係ノ取扱ニ屬シ、貸付金臺帳ニ貯金臺帳ヲ並記スルモノトス
- 一、掛金表左ノ如シ

契 約 高	一ヶ年掛	二ヶ年掛	三ヶ年掛
金 壹千圓ニ付	金 八十一圓	金 三十九圓	金 二十五圓

以上

役職員退職給與金支給規定 (昭和四年九月五日總代會決議)

- 第一條 本組合ノ有給役員、及職員ニシテ退職シタル場合ハ、左ノ標準ニ依リ、退職給與金ヲ支給スルモノトス
- 一、在職ノ年數ヲ俸給月額ニ乗ジタル金額、但シ一ヶ年ニ充タザル月數ハ、之ヲ切捨テ、在職年數二ヶ年ニ滿タザルモノニハ支給セザルモノトス

第二條 有給役員、及職員ニシテ其ノ職責ヲ汚シ、退職ヲ命ゼラレタル者ニ對シテハ、退職給與金ヲ支給セザルモノトス

第三條 定款第十五條ニ依リ、毎年度剩餘金中ヨリ役職員一ヶ月分ノ俸給額ニ相當スル金額ヲ、役職員退職給與金トシテ積立ツルモノトス

第四條 退職者アル時ハ、役職員退職給與積立金ヲ以テ支給スルモノトス

附 則

本規定ハ昭和四年九月十五日ヨリ實施ス

以上

更新會員資金貸付規定

第一條 不況打開ノ一策トシテ、本組合規定ノ更新會ヲ組織シタル時ハ、本規定ニ基キ其ノ會員ニ對シ、資金ノ貸付ヲナスモノトス

第二條 更新會ノ會員ハ、必ズ本組合員タルコトヲ要ス

但シ更新貯金一口ニ付當組合出資一口以上加盟スルコトヲ要ス

第三條 更新會々員ニシテ、一ヶ月以上日掛貯金ヲナシタル者ニ對シ、當組合ハ貯金一口ニ付、金壹百圓ノ割ヲ以テ貸付ヲナスモノトス

此ノ場合、全會員ヲシテ連帶保證ヲナサシムルモノトス

第四條 更新會々員ニ對スル貸付金ノ期限ハ、約二ヶ年一ヶ月トス

但シ貯金ノ中ヨリ毎年六月十二月ノ利子ヲ引去リ、殘貯金額ガ貸付元金ニ達シタル時ヲ以テ返済セシム

概算左表ノ如シ

初年三月加入ト見做シ貯金額	四五、九〇
同 利 子	九三
四月ニ至リ壹百圓貸付貸付利子六月	二、五〇
同 十二月	五、〇〇
年 末 殘 額	三九、三三
二 年 目	
前年繰越	三九、三三
本年貯金額	五四、七五
同 利 子	三、五二
貸金利子六月	五、〇〇
十二月	五、〇〇
年 末 殘 額	八七、六〇
三 年 目	

前年繰越	八七、六〇
三月迄貯金	一三、五〇
同利子	一、二六
貸金利子	二、五〇
差引残額	九九、八七

貳拾五ヶ月目、即チ貳ヶ年一ヶ月ニテ返金、貯金額金百拾四圓ニテ決濟出來ル計算ナリ

第五條 貸付金利子ハ、年一割、貯金利子ハ年五朱五厘ト定メ、其ノ計算方法ハ普通貯金ノ例ニ依ル

第六條 本貸付ハ必要ト認メタルトキハ、公正證書トナスコトヲ得

第七條 更新會規約ヲ定ムルコト左ノ如シ

何町更新會規約

第一條 本會ハ何町更新會ト稱シ、共存同榮ヲ經トシ、相互扶助ヲ緯トシ、土地ノ發展各自營業ノ繁榮ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條 本會々員ハ業務ニ忠實ニ、奉公ノ念深キ至誠ノ士ニシテ、有限責任清水市信用組合員タルモノニ限ル

第三條 本會々員ハ當町内ニ三ヶ年以上住居シ、一定ノ營業ヲナシ、尙ホ將來永住ノ意志アルモノニ限ル

第四條 本會ノ會員ハ五名以上十名ヲ限リトス

第五條 本會々員ハ「更新貯金」トシテ一口金十五錢ノ日掛貯金ヲナスモノトス

但シ一人拾口ヲ以テ限リトス

第六條 本會々員ハ「共榮基金」トシテ、一人ニ付金拾錢宛ヲ日掛貯金スルモノトス

第七條 本會更新貯金、及融通資金ニ付テハ、有限責任清水市信用組合ノ規定ニ據ルモノトス

但シ既ニ信用組合ヨリ借入金アルモノハ、豫メ組合ノ諒解ヲ經ルコトヲ要ス

第八條 本會ニ幹事若干名ヲ置キ、會務ヲ掌理シ任期ヲ一ヶ年トス

第九條 第五條第六條ノ日掛貯金ハ、順番ニ之ヲ徵收シ、有限責任清水市信用組合ニ之ヲ貯金スルモノトス

第十條 本會々員ニシテ營業資金ノ融通ヲ受ケントスルトキハ、有限責任清水市信用組合ニ申込ミ、更新貯金一口ニ對シ金壹百圓ヲ限リ借入ル、コトヲ得

此ノ場合全會員ハ、其ノ連帶保證ヲナシ、公正證書ヲ作成スルモノトス

第十一條 會員中、中途更新貯金ノ掛續不可能トナリタル場合ハ、全會員ニ於テ平等ニ分擔シ、債務辨濟ヲナシ得ル迄掛續ヲナス

此ノ場合其ノ會員ハ、本會ニ對シ責務ヲ負フモノトス

第十二條 本會ハ有限責任清水市信用組合ニ對シ、債務辨濟ヲ完了シタル上ニアラザレバ解散セザルモノトス

第十三條 共榮基金ハ別途ニ積立テ、全會員ノ協議ニ依リ處分スルモノトス  
右規約ヲ承認シ、決シテ違背ナキ證トシテ規約正本二通ヲ作成シ、各自署名捺印ノ上、一通ハ有限責任清水  
市信用組合ニ提出シ、一通ハ本會ニ保存スルモノナリ。

年 月 日

何町更新會

會 員 何

同 何

同 何

某 某 某

以上

附 則

本規定ハ昭和五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年七月十八日規定

簡易貯金並ニ貸付金規定 (昭和七年一月十六日規定)

- 一、本組合ノ區域内ニ居住スル者ハ何人タリトモ、簡易貯金ニ加入スル事ヲ得
- 二、簡易貯金ハ、一口ニ付金拾錢ヲ毎日貯金スルモノトシ、一人ニテ五口迄加入スル事ヲ得
- 三、簡易貯金ハ、五百日貯金高五拾圓(約一年ト五ヶ月)ニ達シタル時ヲ以テ一期トス

四、簡易貯金ニ對シテハ、本組合ヨリ毎日集金人ヲ派遣ス

但シ集金手数料ハ、一人ニ付(口數ニ拘ラズ)一ヶ月金拾錢トシ、貯金支拂ノ際計算スルモノトス

五、貯金ニ對スル利子ハ、毎五月十一月計算ヲナシ、元金ニ繰入レ、滿期ニ至リ之ヲ支拂フ、而シテ其ノ利率  
ハ年五朱トス

六、中途解約又ハ中止シタル者ニ對シテハ、利子ヲ附セズ

七、貯金者ニシテ資金ノ融通ヲ希望スル者アル時ハ、申出ニ依リ調査ノ上左ノ範圍内ニ於テ貸付ヲナスモノト  
ス

イ、資金ノ用途ハ必ず産業資金タル事

ロ、三ヶ月以上八ヶ月迄怠ラズ貯金ヲナシタル者ニ對シ、其ノ貯金額ノ二倍迄

ハ、八ヶ月以上怠ラズ貯金ヲナシタルモノニ對シ、一口ニ付金五拾圓迄

八、貸付金ノ期限ハ半ケ年以内トシ、確實ナル保證人二名ヲ要ス

九、家族ノ貯金ニ對シ借入ヲナサントスル者ハ、戶主タル組合員ノ名ヲ以テ、借用證書ヲ差入ル、モノトス

十、組合員外ノモノニシテ借入ヲナサントスル時ハ組合員ニ加入ノ上タルベシ

十一、借入金ヲナシタル者ハ、其ノ翌日ヨリ一口ニ付、倍額金貳拾錢宛ヲ貯金シ、借入金返済ノ上ハ復舊シテ  
金拾錢宛トス

十二、貸付金ノ利子ハ、年一割二分ノ割ヲ以テ計算ス

附 則

本規定ハ昭和七年二月一日ヨリ實施ス

以上

一泊旅行招待規定

(昭和八年三月十七日規定)

- 一、左記資格者ニ對シ、當組合ハ毎年二月末日現在ニ依リ、三月中ニ抽籤ヲ行ヒ、其ノ當選者ヲ伊勢大廟參拜又ハ一泊旅行ニ招待スルモノトス
- イ、組合員ニシテ、出資金ノ拂込ヲ完了シタル者
- ロ、定期貯金壹千圓以上ヲ一ヶ年以上、預ケ入レ現在預ケ入レアルモノ
- ハ、福德貯金五百圓以上ノ契約者ニシテ、三ヶ年滿期ニ在テハ、一ヶ年以上、五ヶ年滿期ニ在テハ二ヶ年以上ニ上ラズ積立タル者
- 二、組合員ハ壹百人毎ニ一人、定期貯金者ハ三十名毎ニ一人、福德貯金契約者ハ四十名毎ニ一人ノ割合ヲ以テ人員ヲ定ム、而シテ端數アル時ハ各半數以上ニ對シ、一人ト定メ半數以下ハ切捨ツルモノトス
- 三、旅行ハ毎年三月、四月、五月中ニ行ヒ、旅行先ハ當選者集會ノ上之ヲ定ム
- 四、昭和八年六月末日迄ニ福德貯金ヲ契約シ、以後怠ラズ積立ヲナシタルモノ、三ヶ年掛ニアリテハ昭和九年度、五ヶ年掛ニアリテハ昭和十年度ノ抽籤ニ加フルモノトス
- 五、本規定ハ、昭和八年三月ヨリ之ヲ實施ス

以上

本規定ハ、昭和十一年二月廢止ス

達摩貯金規定

(昭和八年三月十七日規定)

- 一、達摩貯金ヲナサントスルモノニ對シ、當組合ハ同貯金器ヲ實費ニテ讓與ス
  - 二、達摩貯金ハ集金ヲナサズ、毎月五日(日曜祭日ハ翌日)組合へ持參セシメ、貯金者ノ面前ニ於テ貯金器ヲ破壊シ、計算ノ上通帳ニ記入スルモノトス
  - 三、預ケ入レアル毎ニ、貯金器ハ無料ニテ贈與スルモノトス
  - 四、達摩貯金ハ止ムヲ得ザル場合ノ外「面壁九年」ノ意匠ニ依リ、九ヶ年据置クモノトス
  - 五、九ヶ年間引出ヲナサズ、据置タルモノニ對シテハ相當獎勵金ヲ贈與スルモノトス
  - 六、利率ハ普通貯金ノ利率ニ依ル
- 以上

震災家屋修繕資金貸出規定

(昭年十年八月十四日規定)

- 一、貸出ノ目的
  - 昭和十年七月十一日ノ震災ニ依リ、組合員ノ災害ヲ被リタル家屋ノ修繕ニ必要ナル資金トス、
- 一、貸出金總額ノ限度
  - 總額金貳萬圓ヲ限リ、貸出ニ應ズルモノトス

一、貸出取扱期間

昭和十年八月二十日ヨリ、昭和十年十月末日限リトス

一、貸出資金

理事、監事ノ個人保證ニ依リ、保證責任静岡縣信用組合聯合會ヨリ震災應急非常貸出資金ヲ借入ル、モノトシ、將來國庫ノ低利資金借入ノ場合借替ヲナスモノトス

一、貸出ノ形式ト償還方法

信用證書貸付トシ保證人二名ヲ要ス、但シ自己住宅ニアラザルモノ、修繕資金ニ對シテハ、擔保ヲ要求スルモノトス

償還限期ハ、貸出ノ日ヨリ三ケ年以内トシ、月賦償還法ニ依ルモノトス、但シ希望ニ依リテ八年二回元金均等償還ニ依ルコトヲ得

一、利率

年五分五厘ト定ム

以上

十週年紀念「家の光」貯金規定

(昭和十一年一月二十七日規定)

一、組合事業開始十週年ヲ紀念スル爲メ、新タニ「家の光貯金」ノ規定ヲ設ク

二、家の光貯金ハ、一口ノ金額ヲ金五百圓ト定メ、一人ニテ數口ヲ加入スルコトヲ得

三、家の光貯金ハ、積立期限ヲ三ケ年トシ、毎月金拾參圓拾錢ヲ三十六回積立テ、滿期ニ至リ元利金トシテ金五百圓ヲ支拂フモノトス

四、加入者ニ對シ、毎月積立貯金ト引換ニ雜誌「家の光」ヲ一口ニ付一冊宛贈呈スルモノトス

五、家の光貯金ハ、毎月組合ヨリ集金人ヲ派遣シテ受入ヲナスモノトス

六、止ムナキ事情ニ依リ、中途積立ヲ中止スルモ滿期日ニ至ラザレバ拂戻ヲナサザルモノトス

七、家の光貯金ニ對シ、資金ノ融通ヲ希望スル者アル時ハ、本組合福德貯金ニ對スル貸付規定ヲ適用ス

八、家の光貯金ヲ募集シタルモノニ對シテハ、福德貯金募集手數料ヲ支給ス

九、家の光貯金契約者ハ、家の光會ノ會合ニ出席スルコトヲ得ルモノトス

十、本規定ハ、昭和十一年三月六日ヨリ之ヲ實施ス

以上

第八章 年 譜

年號	月 日	記 事
大	二月十一日	設立趣旨者ヲ發表シ假事務所ヲ設ク
	三月六日	創立發記人總會ヲ開キ定款ヲ議決シ左ノ理事、監事ヲ選任ス



正 十 五 年

三月十三日  
三月二十三日  
四月一日  
四月二十四日  
四月二十七日  
五月一日  
五月五日  
五月十七日  
五月二十五日

理事組合長 小川 隆三  
理事 阪上政次郎 佐藤九平治 荒井悠三 吉田正一 石野源七  
宮城島猪之吉  
監事 杉山平太郎 府川平作 杉山作平 芝野榮七 柴田耕作  
組合設立許可申請ヲナス  
組合設立許可指令アリタリ  
事業執行細則ヲ規定ス  
産業組合中央會ニ加入ス、總代選舉ヲ行フ  
理事佐藤九平治、荒井悠三、阪上政次郎辭任ス  
臨時總代會ヲ開キ理事補闕選舉ヲナシ左ノ通り選任ス  
理事 杉山德次郎 山梨重多 望月貞策  
會議細則ヲ規定ス  
事業ヲ開始ス  
産業組合中央金庫並ニ有限責任静岡縣信用組合聯合會ニ加入ス  
大正天皇崩御アラセラレ恐懼ニ堪ヘス謹テ休業セリ

昭 和 二 年

一月十三日  
一月十六日  
三月六日  
三月八日  
四月二十二日  
六月二十五日  
七月二十四日  
八月八日  
九月六日

醫學士鈴木百太郎氏ヲ組合囑托醫ニ傭聘シ、組合員並ニ家族ノ特別診療ノ便ヲ計レリ  
第一回通常總代會ヲ開キ役員ノ改選ヲ行ヒ左ノ通り就任セリ  
組合長理事 小川 隆三  
理事 吉田正一 石野源七 宮城島猪之吉 杉山德次郎 山梨重多  
望月貞策  
監事 杉山平太郎 岩本宗作 杉山作平 芝野榮七 柴田耕作  
組合報「曙光」ヲ發刊ス  
農林省梶原事務官ノ検査ヲ受ク  
全國銀行一齊休業ヲナセシモ組合ハ休業ヲナサズ事業ヲ繼續セリ  
福德貯金ニ對スル貸付規定ヲ設ク  
臨時總代會ヲ開ク  
従タル事務所ヲ新設シ「本町事務所」ト稱ス  
信用評定委員制度ヲ廢シ評議員ト改ム

昭 和 三 年		昭 和 四 年	
一月二十日	第二回通常總代會ヲ開ク	九月十五日	臨時總代會ヲ開キ役員退職給與金支給規定ヲ設ク
三月六日	「あなたの金庫」ナル宣傳用小冊子ヲ發行ス	十月二十五日	伊勢神宮參拜團並ニ興國貯金團規定ヲ設ク
五月二十五日	總代選舉ヲ行フ	十一月十一日	相生町ニ事務所ヲ新築シ移轉ス
六月十六日	靜岡縣係官ノ検査ヲ受ク	十二月十四日	監事杉山平太郎死去セリ
六月十七日	監査ヲ行フ、臨時總代會ヲ開ク		
七月十五日	元追分ニ於テ組合員懇談會ヲ開ク		
九月十日	監査ヲ行フ、役員會ヲ開キ役員總代ニ對シ實費支給規定ヲ設ク		
十月七日	組合員大會ヲ榮壽座ニ開キ人形劇ヲ開演ス		
一月十三日	監査ヲ行フ		
一月二十日	第三回通常總代會ヲ開キ監事ノ改選ヲ行ヒ左ノ通り就任ス		
五月五日	監事 岩本宗作 柴田耕作 杉山作平 望月房吉 木村幸藏		
五月二十七日	職員並ニ家族慰安會ヲ開ク		
八月四日	利用貯金規定ヲ設ク		
	小笠郡産業組合役員視察團八十名來所ス		

昭 和 三 年		昭 和 四 年	
一月十二日	監査ヲ行フ	一月十五日	臨時總代會ヲ開キ役員退職給與金支給規定ヲ設ク
一月十九日	第四回通常總代會ヲ開ク	十月二十五日	伊勢神宮參拜團並ニ興國貯金團規定ヲ設ク
	理事任期滿了改選ノ結果左ノ通り就任ス	十一月十一日	相生町ニ事務所ヲ新築シ移轉ス
	組合長理事 小川 隆三	十二月十四日	監事杉山平太郎死去セリ
	理事 吉田正一 望月房吉 杉山徳次郎 山梨重多 宮城島猪之吉		
	柴田耕作 野田久作 小川篤三		
	監事補闕選舉ヲナシ左ノ通り就任ス		
	監事鈴木晉吉 望月和一郎		
三月六日	組合員大會ヲ立花館ニ開ク來會者二千名中央會徳永主事ノ講演アリ映畫ヲ 催ス		

昭和五年		昭和六年	
四月十九日	三日間監査ヲ行フ	三月六日	臨時總會ヲ開ク
五月十七日	總代選舉ヲ行フ	三月六日ヨリ 三月二十四日迄	各方面ニ組合員懇談會ヲ開ク
六月二日	理事柴田耕作辭任ス	四月六日	二日間監査ヲ行フ
七月五日	二日間監査ヲ行フ	五月一日	神武天皇御陵、桃山御陵參拜、京都、奈良遊覽團體旅行ヲナス
七月十八日	更新會員資金貸付規定ヲ設ク	五月十八日	「魚町事務所」ヲ新設ス
十月十六日	伊勢神宮參拜旅行團約二百名出發參拜ヲナス	七月四日	二日間臨時監査ヲ行フ
一月十日	三日間監査ヲ行フ	一月九日	二日間監査ヲ行フ
一月十八日	第五回通常總會ヲ開キ理事補闕選舉並ニ監事ノ改選ヲナシ左ノ通り就任ス	一月十六日	第六回通常總會ヲ開キ理事補闕選舉ヲ行ヒ左ノ通り就任ス
二月十三日	理事 杉山作平	三月五日	理事 竹内福三郎 長澤重兵衛
二月十九日	監事 岩本宗作 鈴木音吉 望月和一郎 若杉融平 兼岩靜衛	四月十二日	簡易貯金並ニ貸付規定ヲ設ク
二月二十二日	總代補缺選舉ヲ行フ		大藏省管村検査官ノ検査ヲ受ク
	組合員大會ヲ立花館ニ開キ講演並ニ映畫ヲ催ス		明治銀行支拂停止ノ影響ヲ受ケ貯金ノ引出アリ支拂準備ヲナセシモ幸ニ平穩ニ復セリ
	七軒町、志茂町組合員ノ懇談ヲ開ク		理事宮城烏猪之吉辭任ス

昭和五年		昭和六年	
四月十九日	三日間監査ヲ行フ	三月六日	臨時總會ヲ開ク
五月十七日	總代選舉ヲ行フ	三月六日ヨリ 三月二十四日迄	各方面ニ組合員懇談會ヲ開ク
六月二日	理事柴田耕作辭任ス	四月六日	二日間監査ヲ行フ
七月五日	二日間監査ヲ行フ	五月一日	神武天皇御陵、桃山御陵參拜、京都、奈良遊覽團體旅行ヲナス
七月十八日	更新會員資金貸付規定ヲ設ク	五月十八日	「魚町事務所」ヲ新設ス
十月十六日	伊勢神宮參拜旅行團約二百名出發參拜ヲナス	七月四日	二日間臨時監査ヲ行フ
一月十日	三日間監査ヲ行フ	一月九日	二日間監査ヲ行フ
一月十八日	第五回通常總會ヲ開キ理事補闕選舉並ニ監事ノ改選ヲナシ左ノ通り就任ス	一月十六日	第六回通常總會ヲ開キ理事補闕選舉ヲ行ヒ左ノ通り就任ス
二月十三日	理事 杉山作平	三月五日	理事 竹内福三郎 長澤重兵衛
二月十九日	監事 岩本宗作 鈴木音吉 望月和一郎 若杉融平 兼岩靜衛	四月十二日	簡易貯金並ニ貸付規定ヲ設ク
二月二十二日	總代補缺選舉ヲ行フ		大藏省管村検査官ノ検査ヲ受ク
	組合員大會ヲ立花館ニ開キ講演並ニ映畫ヲ催ス		明治銀行支拂停止ノ影響ヲ受ケ貯金ノ引出アリ支拂準備ヲナセシモ幸ニ平穩ニ復セリ
	七軒町、志茂町組合員ノ懇談ヲ開ク		理事宮城烏猪之吉辭任ス

昭 和	年	七
五月五日	理事野田久作辭任ス	
五月十四日	二日間監査ヲ行フ	
五月二十一日	總代選舉ヲ行フ	
七月九日	二日間監査ヲ行フ	
七月十五日	理事竹内福三郎辭任ス	
八月八日	總代懇談會ヲ開ク	
八月十六日	組合員經濟相談所ヲ開設ス	
九月二十八日	役員總代座談會ヲ開キ組合擴充五ヶ年計畫ヲ協議ス	
十月二十七日	二日間監査ヲ行フ	
一月八日	二日間監査ヲ行フ	
一月十九日	第七回通常總代會ヲ開キ理事監事ノ改選ヲ行ヒ左ノ通り就任ス 組合長理事 小川 隆 三	
	理事 山田昌榮 吉田正一 山梨重多 小川篤三	
	監事 若杉融平 望月和一郎 榊原幸吉 兼岩靜衛 柴田隆吉	

昭 和	年	八
二月四日	臨時總代會ヲ開キ理事監事ノ補缺選舉ヲ行ヒ左ノ通り就任ス	
三月六日	理事 望月和一郎 岩本宗作 角田徳次郎	
三月十七日	監事 山田政吉	
四月七日	役員總代懇談會ヲ開キ擴充五ヶ年計畫ニ付協議ス	
七月三日	組合員貯金者一泊旅行招待規定並ニ達摩貯金規定ヲ設ク	
十二月三日	二日間監査ヲ行フ 農林省ノ検査ヲ受ク	
一月十三日	二日間監査ヲ行フ	
一月二十一日	第八回通常總代會ヲ開ク	
三月六日	皇太子殿下御誕生奉祝紀念貯金ヲ開始ス	
三月十九日	組合員貯金者抽籤當選者一泊旅行ヲナシ鎌倉、江ノ島、熱海ヲ遊覽ス	
四月四日	二日間監査ヲ行フ	
六月二十三日	總代選舉ヲ行フ	

年	昭 和 十 年	年
七月四日		二日間監査ヲ行フ
九月二十七日		役員總代懇談會ヲ開ク
十一月五日		二日間監査ヲ行フ
一月十二日		二日間監査ヲ行フ
一月二十日		第九回通常總代會ヲ開キ理事補闕選舉並ニ理事ノ改選ヲ行ヒ左ノ通り就任ス
		理事 宮城島晴男
		監事 榊原仙太郎 佐津川彌作 永長善藏 山田政吉 水野秀太郎
二月五日		總代補闕選舉ヲ行フ
四月一日		組合員、貯金者一泊旅行トシテ大島ニ赴ク
四月四日		理事宮城島晴男死去ス
四月五日		監事水野秀太郎辭任ス
四月十三日		二日間監査ヲ行フ
五月五日		「三保事務所」ヲ新設ス

年	昭 和 十 一 年	年
七月二日		三日間監査ヲ行フ
七月十一日		清水、静岡大地震アリ家屋ノ倒潰破損災害激甚ヲ極ム
八月十四日		震災家屋修繕資金貸出規定ヲ設ケ
十一月二日		三日間監査ヲ行フ
十二月十六日		理事角田徳次郎辭任ス
一月十一日		三日間監査ヲ行フ
一月二十日		第十回通常總代會ヲ開キ理事ノ改選、監事補闕選舉ヲ行ヒ左ノ通り就任ス
		組合長理事 小 川 隆 三
		理事 山梨重多 望月和一郎 岩本宗作 若杉融平 山田昌榮
		宮城島源作 眞 長兵衛
		監事 竹村與吉郎
一月二十七日		十週年記念「家の光貯金」規定ヲ設ケ一泊旅行招待規定ヲ廢止ス
三月六日		臨時總代會ヲ開キ十週年記念事業計畫案ヲ議決ス

昭和十一年四月三十日印刷  
昭和十一年五月五日發行

【非賣品】

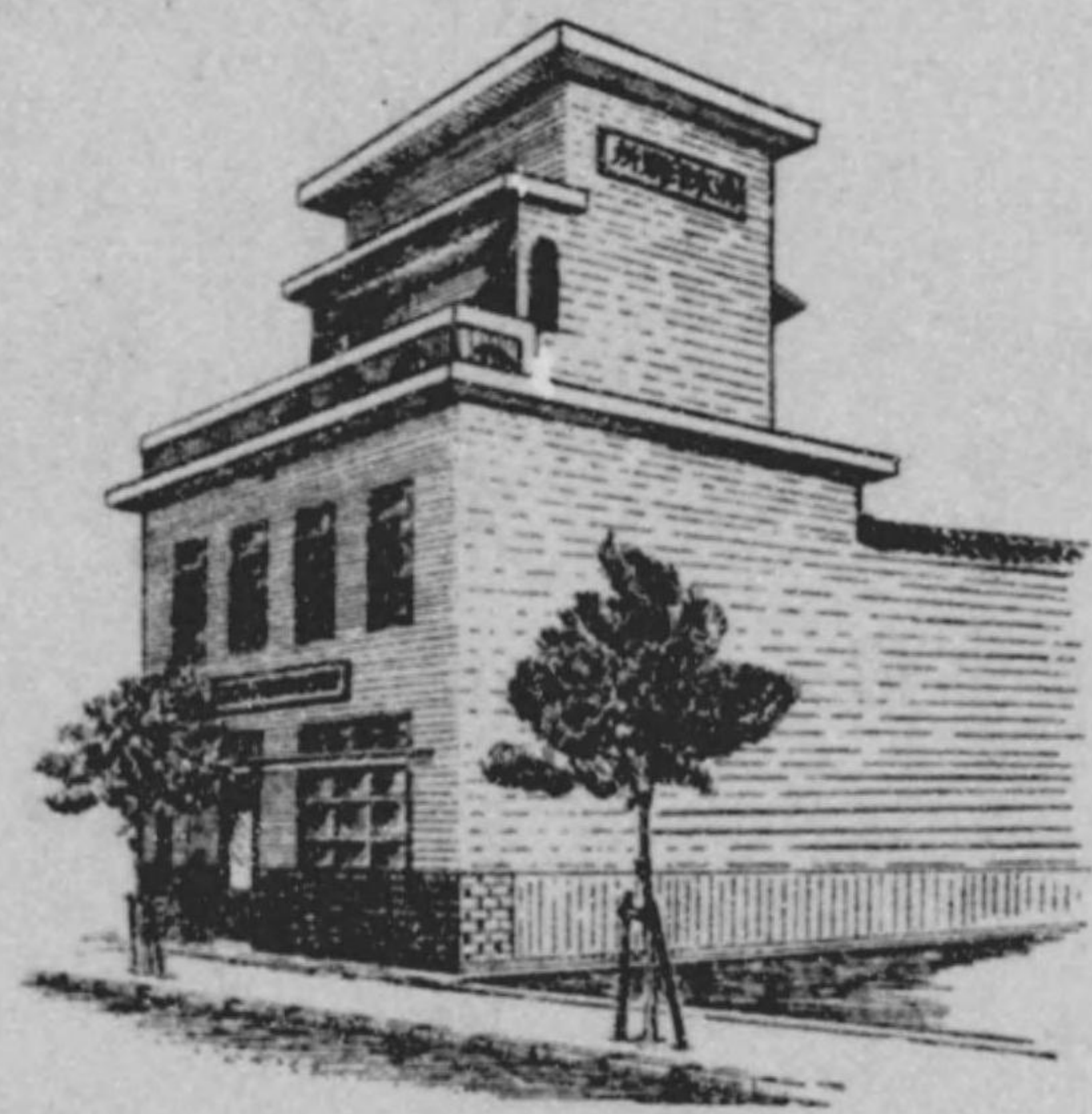
清水市辻千貳百五拾八番地  
編輯兼有限責任  
清水市信用組合

右代表者 小川隆三

印刷人 清水甚之助

印刷所 清水印刷所  
清水市上清水百三十番地ノ四

電話九五七番



清水印所

清水市上清水田  
電話 759 番

